標 茶 町 議 会 第4回定例会会議録

於 標茶町役場 議場

平成19年標茶町議会第4回定例会会議録目次

笞	1	号	(1	2	\exists	1	1	Н)
宏	1	75	(I	4	刀	1	1	\Box	,

開会の宣告 …	······	3
開議の宣告 …		3
会議録署名議員	の指名 ······ 3	3
会期決定につい		3
行政報告及び諸	般報告	3
認定第 1号	平成18年度標茶町一般会計決算認定について	7
認定第 2号	平成18年度標茶町国民健康保険事業事業勘定	
	特別会計決算認定について	7
認定第 3号	平成18年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について 7	7
認定第 4号	平成18年度標茶町老人保健特別会計決算認定について 7	7
認定第 5号	平成18年度標茶町土地区画整理事業特別会計決算認定について 7	7
認定第 6号	平成18年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について 7	7
認定第 7号	平成18年度標茶町病院事業会計決算認定について 7	7
認定第 8号	平成18年度標茶町上水道事業会計決算認定について 7	7
総務委員会所	管事務調查報告	8
厚生文教委員会	所管事務調査報告	0
一般質問		
川村多美	男 君	1]
平川昌	昭 君	15
深 見 迪	! 君	18
小 林 浩	君	26
後 藤 勲	! 君	28
菊 地 誠	道 君	4
議案第49号	一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について3	;7
議案第50号	へき地保育所の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に	
	ついて 4	ьO
議案第51号	標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する	
	条例の制定について 4	ŧ 1
議案第52号	標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制	
	定について	_t 9
議案第53号	標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について5	0
延会の宣告 …	6	2

第 2 号 (12月12日)

開議の宣告 …		66
会議録署名議員	の追加指名	66
議案第54号	標茶町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	66
議案第55号	標茶町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の	
	制定について	67
議案第56号	標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例の	
	制定について	71
議案第57号	標茶町公民館条例及び標茶町農村集落環境(構造)改善センター	
	条例の一部を改正する条例の制定について	72
議案第58号	標茶町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定	
	について	79
議案第59号	標茶町農業委員会の定数等に関する条例の一部を改正する条例の	
	制定について	80
議案第60号	標茶町後期高齢者医療に関するする条例の制定について	82
議案第61号	平成19年度標茶町一般会計補正予算	85
議案第62号	平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	85
議案第63号	平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	85
議案第64号	平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算	85
議案第65号	平成19年度標茶町介護保険特別会計補正予算	85
議案第66号	平成19年度標茶町病院事業特別会計補正予算	85
議案第67号	平成19年度標茶町上水道事業会計補正予算	85
会議録署名議員	の追加指名	87
日程追加		93
議案第61号	平成19年度標茶町一般会計補正予算	
議案第62号	平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	
議案第63号	平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	
議案第64号	平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算	
議案第65号	平成19年度標茶町介護保険特別会計補正予算	
議案第66号	平成19年度標茶町病院事業特別会計補正予算	
議案第67号	平成19年度標茶町上水道事業会計補正予算	
	(議案第61号・議案第62号・議案第63号・議案第64号・	
	議案第65号・議案第6号審査特別委員会報告)	93
日程追加		94
意見書案第6号	第二期地方分権改革にあたり地域格差の解消を求める意見書	94
意見書案第7号	・ 割賦販売法の改正を求める意見書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94

日程追加		 95
閉会中継続調査の申し出について	(総務委員会)	 95
閉会中継続調査の申し出について	(厚生文教委員会)	 95
閉会中継続調査の申し出について	(産業建設委員会)	 95
閉会中継続調査の申し出について	(議会運営委員会)	 95
閉議の宣告		 96
閉会の宣告		 96

平成19年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程(第1号)

平成19年12月11日(火曜日) 午前10時17分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 認定第 1号 平成18年度標茶町一般会計決算認定について
 - 認定第 2号 平成18年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定 について
 - 認定第 3号 平成18年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
 - 認定第 4号 平成18年度標茶町老人保健特別会計決算認定について
 - 認定第 5号 平成18年度標茶町土地区画整理事業特別会計決算認定について
 - 認定第 6号 平成18年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
 - 認定第 7号 平成18年度標茶町病院事業会計決算認定について
 - 認定第 8号 平成18年度標茶町上水道事業会計決算認定について
- 第 5 総務委員会所管事務調査報告
- 第 6 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 7 一般質問
- 第 8 議案第49号 一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て
- 第 9 議案第50号 へき地保育所の給与に関する条例の一部を改正する条例の制 定について
- 第10 議案第51号 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
- 第11 議案第52号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について
- 第12 議案第53号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員(16名)

1番 田 中 進 君 2番 黒 沼 俊 幸 君 3番 伊 藤淳一君 越 善 徹 君 4番 5番 菊 地 誠 道 君 後藤 勳 君 6番

7番 林 博 君 8番 小野寺 典男 君(午前11時03分~午前11時55分まで退席)

平成19年標茶町議会第4回定例会会議録

君 賢 治 君 9番 末柄 薫 10番 舘 田 深 見 迪 君 中 敏 文 君 11番 12番 田 浩 君 13番 川 村 多美男 君 14番 小 林 平 川 昌 昭 君 君 15番 16番 鈴 木 裕 美

○欠席議員(0名)

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

裕二 町 長 池田 君 副 町 長 及川 直彦 君 森 豊 君 企画財政課長 Щ 居 税務課長 中 茂 君 管理課長 今 敏 明 君 住民課長 妹 尾 昌 之 君 農林課長 牛 崎 康 人 君 商工観光課長 佐 藤 啓 一 君 育成牧場長 表 武 之 君 水道課長 山 П 登 君 建設課長 井 上 栄 君 病院事務長 蛭 田 和雄 君 やすらぎ園長 臼 井 好 和 君 吉 平 君 教 育 長 原 教委管理課長 島 哲 男 君 田 社会教育課長 藤 克 己 君 畄

○職務のため出席した事務局職員

農委事務局長

議会事務局長佐藤吉彦君議事係長中島吾朗君

牛 崎

康 人 君 (農林課長兼務)

(議長 鈴木裕美君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(鈴木裕美君) ただいまから平成19年標茶町議会第4回定例会を開会します。 ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時17分開会)

◎開議の宣告

○議長(鈴木裕美君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(鈴木裕美君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、

14番・小林君、 15番・平川君、 1番・田中進君 を指名いたします。

◎会期決定について

○議長(鈴木裕美君) 日程第2。会期決定を議題といたします。 お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの3日間といたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、本定例会の会期は12月13日までの3日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(鈴木裕美君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。 町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 先の定例会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過 につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存 じます。

なお、次の一点について補足をいたします。

「医師確保に係るHACへの要請」についてであります。

先の定例会においてご報告いたしましたが、旭川医大からの小児科医派遣を支える HAC釧路~旭川便が来年3月に廃止されることとなり、派遣継続が危ぶまれており ましたが、議長、院長共々地域の実情を訴える中で引き続き派遣していただくことが 可能となっております。

ただし、今後も安定した派遣を受けるためには、移動に伴う医師の負担をいかに軽減するかが重大な課題であり、町といたしましても代替路線の確保に向け要請行動を行いましたのでご報告申し上げます。

大学と派遣に対する協議を行う中で、札幌経由での移動についてご理解をいただいたと ころでありますが、大学の希望として、日曜日の移動についてはできるだけ遅い便を使い たいとの希望がありました。

その件を受け、道交通企画室に対する要請を行い、また、先日、HAC本社に赴き、実情を訴えるとともに、医師の望むダイヤ設定を強く求めてまいりました。

その結果、状況について深く理解をいただき、来年度のダイヤ設定に当たっては、本町 の希望に添った内容となるよう取り進める旨の回答を得たところであります。

今後もあらゆる動向に注視し、医師の確保を行ってまいりたいと存じますので、ご理解 を賜りたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告といたします。

○議長(鈴木裕美君) 続いて、教育長から行政報告を求めます。教育長・吉原君。

○教育長(吉原 平君)(登壇) 平成19年第4回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下、 五点につきまして補足しご報告いたします。

はじめに、児童生徒の表彰であります。

「標茶町児童生徒の表彰に関する条例」による児童生徒表彰の前期分として、11月19日、21日に、中御卒別小学校、阿歴内小中学校、虹別小学校、虹別中学校の4校で、小学生9名、中学生7名、計16名の児童生徒へ町長より表彰状の授与をいたしました。

表彰の内訳は、努力賞4名、奉仕賞3名、親切賞3名、体育賞2名、学芸賞4名であります。

二点目は、「学力・学習状況調査」の結果状況についてであります。

文部科学省は10月24日、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に、今年4月、43年 ぶりに行った全国学力・学習状況調査の結果を公表いたしました。

それによりますと、児童生徒の基礎的・基本的な知識や、技能の習得及び学習意欲等の 状況については、学校の日々の教育指導が一定の成果を上げつつあることがうかがえると しています。しかし一方では、児童生徒の知識や技能を活用する力がまだ十分身に付いて いないこと、正答の状況に一部ばらつきがあることなどの課題が見られたとしています。

さて、標茶町の状況について申し上げます。

まず始めに、全体的な学力学習状況の傾向としては、「知識については多くの児童生徒が概ね理解しているが、活用する力には課題がある。」という、全国・全道とほぼ同様の傾向

を示しています。

小学校において、国語、算数の「知識」に関する問題では、概ね満足できる状況にある ものの、算数については、正答の状況がやや低く、ばらつきが見られます。

また、「活用」に関する問題では、国語、算数ともに課題があり、十分身に付いていない状況にあります。

一方、中学校では、国語の「知識」に関する問題及び「活用」に関する問題の両方において、概ね満足できる状況にあるとともに、正答の状況についても全国・全道の値と差異はありません。

しかし、数学については、「知識」に関する問題で概ね満足できる状況にはありますが、 正答の状況についてはやや低い状況です。また、「活用」に関する問題にも課題があるとい う結果となりました。

次に、児童生徒の生活・学習習慣等にかかわる質問紙調査の結果について申し上げます。

小・中学校に共通している項目としては、家庭学習の時間が全国・全道と比較して短く、休日における学習時間はさらに短いことがわかりました。また、家庭での読書についても読書をする時間が短くなっています。さらに、テレビ等の視聴時間が長いことも特徴となっています。

小学校においては、家の手伝いをする児童や朝食をとっている児童の割合は高いものの、 家族で朝食をとる割合が低いこと、自然に恵まれているにもかかわらず、山や川で遊ぶ経 験が少ないこともわかりました。

中学校では、「読書が嫌い」と回答する生徒の割合が高いとともに、芥川龍之介の作品「蜘蛛の糸」を読んだり聞いたいりした生徒の割合が低くなっています。

以上、町内の状況について報告いたしましたが、今回の調査により測定できるのは学力の特定の一部分であり、学校における教育活動の一側面に過ぎないことを再認識するとともに、本調査結果に一喜一憂することなく、児童生徒一人一人の力を付けることに、本町としても引き続き取り組んでまいります。

重要なことは、調査結果で明らかになった課題をいかにして改善していくかであります。 各学校においては、児童生徒一人一人に対する教育指導の改善に、また、教育委員会に おいては、北海道教育委員会が作成する「学校改善支援プラン」を受けて、町としての支 援プランを作成するなど、各学校における意欲的な改善の取り組みへの支援に努めてまい ります。

三点目は、「標茶町少年の主張大会」についてであります。

この事業につきましては、時代を担う児童生徒の健全な育成を図るとともに、家庭や学校及び地域社会の中での体験を通して、日ごろ考えていることについて主張していただく 目的で実施しているものであります。

今回は、第26回で関係機関、団体の協力を得て11月10日標茶町農業者トレーニングセンターにおいて盛大に開催されました。発表者については、小学校の部9校10名、中学校の

部7校8名の計18名により行なわれ、小学校の部の最優秀賞に中茶安別小学校6年、江本 瑞稀さん(私を変えた一言)、中学校の部最優秀賞に虹別中学校2年、富田真衣さん(私の ちから)が選ばれました。

なお、中学校の部で選ばれた富田真衣さんについては、来年行なわれます釧路管内大会に標茶町代表として出場されることになります。今回出場された皆さんの今後の健闘を期待するところであります。

四点目は、「平成19年度文化講演会」についてであります。

この事業は関係団体、個人等による実行委員会の主催で12月2日に開催されました。今年度は、スポーツを通して、生きていく知恵を学ぶことを目的として、講師に野球のコンディショニング・ディレクターの立花龍司さんを招き「挫折、そして夢に向かって」と題して、自らの経験をもとに、前向きに人生を切り開いていくための、意識改革の必要性をテーマに、熱く語っていただきました。

当日は、コンベンションホールに二百名余りの来場者を迎え盛会裏に開催されました。 今後とも文化の薫り高い町づくりをめざし、企画段階も含めて、多くの町民の皆様に参画 していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

五点目は、機器の受贈についてであります。

標茶町郷土館への機器の寄贈でありますが、有限会社 茅沼総合農園 代表取締役 大道貞夫さんから、謄写台(15万円相当)の寄贈をいただきました。感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 引き続き議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配布のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時29分 再開 午前10時29分

◎認定第1号ないし認定第8号

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

行政報告に対する一般質問の追加があります方は、本日正午までといたします。

日程第4。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

認定8案に関し、付託いたしました平成18年度標茶町各会計決算審査特別委員会・委員 長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第 39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。 これより、委員長に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。質疑は、終結いたしました。これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。 これより、認定8案を採決いたします。 翌字8案に対する香具長初生は、いずれず翌字すぐきず

認定8案に対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。 認定8案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、 認定第7号、認定第8号は、委員長報告のとおり、いずれも認定されました。

- ◎総務委員会所管事務調査報告
- ○議長(鈴木裕美君) 日程第5。総務委員会所管事務調査報告を行います。 本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長・川村君。

- ○総務委員会委員長(川村多美男君)(登壇) 総務委員会所管事務調査報告をいたします。 本委員会は、所管事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の 規定により、報告します。
 - 1. 調査事件 (1) 新しい自治体財務指標等についてでございます。

総務委員会調査報告書。

調査日時、平成19年8月9日、平成19年11月19日、調査場所、標茶町役場議員室。調査 事件、新しい自治体財務指標等について。

- 2. 出席者、出席者については、割愛させていただきます。
- 3. 調査の経過

8月9日は、平成19年6月22日に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要説明と、平成18年度決算見込及び平成17年度決算状況等の資料に基づき本町の

財政状況の説明を受け、各委員から質疑を行った。

11月19日は、本法で示されている健全化判断比率等の対象や概要、地方公共団体の長と議会の関係等の資料に基づき説明を受け、各委員から質疑を行った。

主な説明内容でございますが、一点目は、地方公共団体は毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付し、議会に報告し、公表することとなる。

- (1) 実質赤字比率:一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- (2) 連結実質赤字比率:全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率
- (3) 実質公債費比率:一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- (4) 将来負担比率:一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する 比率
- ② 指標の公表は、平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用されると説明を受けた。

主な質疑内容については割愛させていただきます。

4. 調査結果

第166回国会で可決、成立し、平成19年6月22日に公布された本法は、自治体の財政悪化状況を見極める四つの健全化判断指標を導入、現行の地方財政再建促進特別措置法が対象にしていない国民健康保険などの事業会計赤字や、第三セクターの借金も判断指標として、財政危機の早期発見を目指す。また、財政危機に陥った自治体の健全化は、財政状況の悪化が軽度の「早期健全化団体」、悪化が深刻化した「財政再生団体」の二段階に分けて行う。早期健全化団体は、自主的な財政再建に取り組むが、財政再生団体は、国の監督下で再建を進める。

国は、平成20年度の決算が出揃う平成21年度の施行を目指している。

5. 委員会所見

総務省は本法に基づいて、平成20年度決算から適用する新しい財政破たん基準の最終調整に入り、夕張市が指定された現行の「財政再建団体」に代わる「財政再生団体」の適用 基準は、自治体収入に占める借金返済の割合を示す実質公債費比率で35%以上とする見込 である。

本町は平成17年度の実質公債費比率が18.4%となり、起債許可団体となったため、平成18年度策定の「標茶町公債費負担適正化計画」により平成20年度には適正化する予定である。

実質公債費比率が基準の18%を越えた要因は、平成16年度に減税補てん債一括償還が大きく影響したためで、この要因を除くと16年単年度で21.3%から18.3%に、3ヵ年平均では17.4%の基準内であった。本町の平成18年度決算については、一般会計をはじめ、各特別会計、企業会計、一部事務組合とも赤字はなく、実質赤字比率、連結実質赤字比率での心配は現在のところはないと考える。

道内市町村の平成18年度決算速報値で、実質公債費比率で35%を越えている市町村が2 自治体、25%を越えている市町村は11自治体である。

自主財源か比率が30%台と低い本町においても、税収の低下や地方交付税の減少傾向等 厳しい財源確保の環境下ではあるが、第二期行政改革実施計画を基本とし、計画的な財政 運営を図りながら、これまで取り組んでこられた行政サービスの一層の向上を図るため、 適正かつ効率的な行政執行が求められていると考える。

以上で、総務委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長(鈴木裕美君) これより委員長報告に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎厚生文教委員会所管事務調查報告

○議長(鈴木裕美君) 日程第6。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。 本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・深見君。

○厚生文教委員会委員長(深見 迪君)(登壇) 報告いたします。

今回の所管事務調査の事項なのですが、「自治体病院再編について」というテーマで調査をいたしました。

これは、道から自治体病院等広域化連携構想がでまして、この内容を見ますと、なかなかにして本町の病院についての、将来を左右する内容であるという重大な内容でありますので、この調査を急ぎ取り組んで行いました。 報告をいたします。

調査事件、自治体病院再編について。

調査は8月27日に提案された自治体病院等広域化連携構想(素案)に基づいて、その説明を受けました。

主な内容ですが、これは非常に膨大な構想素案ですので、特にその中で、説明の中で重要な部分だけを抜粋して載せました。

一応、素案は道から市町村、住民への提案とされているわけですが、非常に拘束力がある内容だなというふうに感じました。

説明の中で、町立病院としては、今回の広域化素案は救急医療や小児科医料など、不採算医療を担う地域医療の実態を無視した案である。それで非常に遺憾に思っていると。同時に構想案のとおり診療所になると。病床数は19ベット以下、医師は1名配置で救急病院の機能はなくなる。これは町民にとって生命線を絶たれると同じことだという説明を受けました。時期を同じくして、発表された総務省のガイドラインでは、公立病院病床利用率が3年連続で70%未満の病院については、病床数の削減や診療所への転換を求め、警告するということだが、標茶町は直近の1日当たり入院患者数は38.5人、病床利用率は45.5%で、70%の59.5人を大きく下回っていると。来年度の地方交付税の内容を見ながら今後対応していきたいと。既に、標茶町としては、広報しべちゃの12月号で皆さんご覧になった

と思いますが、町立病院の診療所化を考えておりません。決意表明とも言える町民向けの アピール文を出しているところであります。

これらの説明を受けまして、少し長い時間かけて質問と説明を受けたわけですが、ここは読んでいただければわかるのでないかというので、割愛します。

それで、委員会の所見なのですが、① 道の「自治体病院等広域化・連携構想素案」は、地域の実態からかけ離れ、地域医療を後退させるものであり、現状では標茶町が対象となっている診療所化は受け入れられない。② 総務省のガイドラインは、来年度の連結決算導入も含め病院経営にきびしい内容となっている。この対策も今から考えていく必要がある。同時に、引き続き町民へのPRや、病院スタッフの努力を含め患者、町民と病院との信頼関係を築き、町の病院を、町、住民、議会が一丸となって守る取り組みが重要である。

併せてですね、この所管事務調査の中では、今ある病院、これを医療・保健・福祉の連携をとりながら、新しい改革といいますか、スタイルに積極的にしていく必要があるのではないかという意見がでまして、厚生文教委員会としては、三番目にあるように、標茶の実態にあった医療、保健、福祉の連携、介護や高齢者療養についての病院の多様な活用の仕方を今後模索していく必要がある。というふに、新たな課題を設けてですね、調査を終わりました。

以上で、報告を終わります。

○議長(鈴木裕美君) これより委員長報告に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長(鈴木裕美君) 日程第7。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

13番・川村君。

○13番(川村多美男君)(登壇) 通告いたしました「幼保一元化」と「認定子ども園」制度について質問いたします。

国はゼロ歳から教育と保育を一体的に行い、地域での子育て支援も充実させる「認定子ども園」法を昨年10月に施行し、スタートして1年が経過、「認定子ども園」は本年8月1日までに105カ所認定された。

このうち、幼保連携型が49カ所と最も多く、幼稚園型37カ所、保育型13カ所、地方裁量型6カ所と続いている。

また、今年度中に認定を申請している施設は4月1日現在で542カ所、来年度以降では

1,460カ所を数え、「認定子ども園」は来年度中に総計2,000カ所を超える見込みで、背景には少子化が進むにつれ、こどもの集団活動や異年齢間での交流に必要な人数が集まりにくくなっており、幼稚園と保育園が別々に子供を集めるのは、集団を小規模化し、非効率である。

さらに、「核家族化が進む中、乳児を抱える親への手厚い子育て支援が必要に迫られている。」との報道がありました。

また、本年3月、第1回定例会で、教育長は平成19年度教育行政方針を発表されました。 その中で幼保一元化については、「今年度、保護者、関係者等にアンケートなど実施し、その意向を十分把握しながら、関係部局と協議し、具体的な方向性を出すよう努めたい。」と 方針を出され8カ月が経過いたしました。そこで、以下の点について伺います。

- ・ 幼保一元化についてのアンケートは、これまで、いつ、何回実施され、その結果はど のような内容であったのか。
- ・ 市街地全体での保育園・幼稚園児童数は年々減って来ている状況と聞くが、児童数減 少化での、みどり・さくら保育所、幼稚園の今後の運営状況・施策の考えはどうか。
- ・ ゼロ歳児から5歳児が対象で、親の就労の有無は問わない。乳児を抱える親への支援 にも期待が持てる「認定子ども園」、いわゆる幼保一元化への今後の取り組みや推進に ついての現時点での町長、教育長のお考えを伺いたい。

以上であります。

- ○議長(鈴木裕美君) 町長・池田君。
- 〇町長(池田裕二君)(登壇) 13番・川村議員の「幼保一元化」と「認定子ども園」制度 についてのお尋ねにお答えいたします。

「幼保一元化と認定こども園制度について」でありますが、幼保一元化は、保育所と幼稚園の制度を残し、施設の共用化を図り運営するもので、構造改革特区として開始されたものであり、一方、「認定こども園」は、幼稚園や保育所等における小学校就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を目的に、設置されているもので、幼保一体化とも言われております。

お尋ねの児童数減少化での、みどり、さくら保育園の今後の運営状況でございますが、 一日当たりの保育児童数を平成14年度と平成18年度で比較いたしますと、みどり保育園で は14年度、41人、平成18年度では51人、さくら保育園では平成14年度、45.5人、平成18年 度、48.4人となっており、一時保育の増加により、一日当りの保育児童数は増えている状 況にあります。

また、昨年度から始めたみどり保育園での0歳児保育の幼児数も12月当初で5人となっております。

基本的には、みどり保育園、さくら保育園、幼稚園を対象とした、幼保一元化を検討しているところでありますが、ただいま説明した状況となっておりますことから、当面は、 児童数の推移を見ながら、みどり、さくらとも保育所として運営して行く考えであります。 次に、認定こども園への取り組みでありますが、保護者の求める保育ニーズや教育委員会が行ったアンケート調査の結果を踏まえ、今後の子育ての環境づくりの中で、一つの選択肢として考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(鈴木裕美君) 教育長·吉原君。
- ○教育長(吉原 平君)(登壇) 川村議員のご質問であります「幼保一元化と認定子ども 園制度」についての教育委員会としての考え方をお答えいたします。

はじめに、幼保一元化におけるアンケート調査の実施内容ついてのご質問でありますが、 少子化に伴う幼児数の減少といった社会現象、保護者の就労形態など、今日の子どもを取 りまく環境は大きく変化しており、幼児教育、幼児保育に対する保護者や地域社会のニー ズも多様化していることから、幼稚園に関しての保護者の意向を把握するため、去る10月 に一度実施いたしました。

調査対象の範囲は、幼稚園入園児の保護者、保育園入園者を除く就学前児童の保護者で109名の方々にアンケート調査書を送付し、71名の方から回答をいただいたところであり、回収率は65%でありました。

主な調査内容の結果についてでありますが、「家族の意向として保育場所として当初どこを望んでいたか。」の問いに、当初から幼稚園に入園することを考えていた方が47%おり、その理由としては、「多くの子供とのふれ合い、集団生活に慣れさせたいから。」が39%、約4割、「保育料が安いから」が30%、「保育園の入園条件を満たしていないから。」が11%の回答となっております。

「現在の幼稚園保育で望むことは。」の問いには、主なものとして「保育時間の延長をしてほしい。」が38%約4割、「給食を出してほしい。」31%、「保育内容の充実。」が11%の回答となっております。

子どもの数の減少傾向による、これからの幼稚園の在り方については、「幼稚園、保育園を同じ建物で運営し、子どものふれあいを多くする。」が48%、約5割、「幼稚園、保育園を統合する」とした回答が13%、「今の幼稚園のまま」とした回答は38%でした。

全体の傾向として、幼稚園保育においては、「子ども達のふれあいを多くし、集団生活に慣れさせたい。」とする意向が高く、今後の幼稚園のあり方については、「保育園との建物が同じでも」、また「統廃合しても」とする回答を含めると約6割、「今の形のままでとする」回答が約4割ありましたが、「保育時間の延長」、「給食の提供」など、保育園的要素の希望が7割と高かったことが特徴的であります。

次に、「幼稚園の運営状況と今後の考え方」でありますが、現状については、今年度5月1日現在で、定員70名の所入園者数4歳児16名、5歳児22名、合計38名であります。少子化が進み、各年の変動はあるものの、入園者数は減少傾向となっております。

今後においての取り組みについては、先に行ったアンケート結果を踏まえ、子どもたちが健やかに育つことのできる環境づくり、保護者の求める体制づくり等を基本に、町長部局と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

13番・川村君。

○13番(川村多美男君) ただいま、町長、教育長からご答弁いただきました。大変、詳しい教育長のアンケートの説明もいただきました。是非、このアンケートは、僕、要望するのですけれども、広報しべちゃにも載せていただきたいなと思います。それから、町長の答弁の中で、保育所ついては現行のままでやっていくということで、当分、やっていくということで、これは理解します。私も一問目で、最近は出生率も調べました、実は。そしたら、やはり5年前の平成15年からみると、平成15年は70人台で、平成19年は40人台と、でこぼこではありますが、減少傾向に、全体の出生率が下がっていると思います。

それから幼稚園の部分でございますが、大変この年が明けますと、築30年を経過するわけでございまして、私も議員なりたてのころに、幼稚園にも訪れて、いろいろ見させてもらった経緯もございますが、現在では二クラスあるそうですが、実態を見ますと、38名ということで、ことしはですね。実に、1クラスよりちょっと多いくらいの児童数ということでございますので、今すぐにとは、なかなかいかないにしても、子育て支援の環境を整える意味でも、町の教育委員会、それから町とともに、早い対応で、この幼稚園のあり方にも取り組んでいただきたいなと思います。その点について、再度お聞きしまして、質問を終わりたいと思います。

- ○議長(鈴木裕美君) 教育長・吉原君。
- ○教育長(吉原 平君) お答えいたしたいと思います。

確かに今年度は38名ということですけれども、大体10年程度の流れで、59年ころから60人台ということ。それから平成5年ころから50人台という、最近、平成10年からですね、40人台ということで、若干の増減はありますけれども、大体40人台を推移しているということで、たまたま今回、若干少なかったという、そんな経過であります。

先ほどの、町長側のほうの答弁もございましたし、私のほうからも、これから検討して まいりたいと考えますけれども、現状、減少、保育園も含めますと、そんなに現状減って いる傾向ではないということもありますから、これが、例えば、これ以上相当減るという ような状況になれば、その方向にも、考えていかなければならないと思います。

建物自体につきましても、先般の耐震診断におきまして、十分耐え得る状況にあるということもありますし、不都合な建物施設等が生じた場合、それぞれ基金等を支消しまして、子ども達への配慮も十分行いながら、進めているということで、当分の間は現状を維持していきたいというふうに考えております。

ただ、いろんな状況が変わってくれば、当然それは判断していかなければなりませんので、町長部局と協議をしながら、進めてまいりたいと。こんなふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) 以上で、13番・川村君の一般質問を終わります。

続いて、15番・平川君。

○15番(平川昌昭君)(登壇) 通告いたしました二件につき、質問をいたしたいと思います。

1件目は、釧路管内広域連携による振興策の取り組みについてでますが、これは 釧路支庁管内町村会で7町村の担当係長で構成する地域づくり広域プロジェクト推進会が 本年9月に設立され、これまで町村が個別に進めてきたまちづくりを一体となって推進、 実現を図りながら、農業・林業・水産業・観光の分野で、自治体の垣根を超えた振興について連携を強め、経済振興を図っていくことを主旨として、町村会長のコメントが報じられておりました。

いわゆる、広域連携としては、19年度の北海道広域連携モデル事業は既に実施されており、多様で複雑な地域課題を解決していくためには、隣接地域が協力・強調して豊かな地域づくりを進めるものであることは認識いたしております。

また、広域連携の取り組みは医療・福祉・環境対策・観光振興などの全道の自治体において様々な分野で展開されており、市町村連携によって多様な課題に対応することが合理的であり、かつ低コストの地域経営につながっていくものと言われ、本年4月に設立された釧路根室広域地方税滞納整理機構も、まさしく広域連携における方策だと思っております。

このたびの管内町村会の、広域連携の積極的な取り組みは全道的にも珍しい展開で、その成果が注目されておりますが、本町といたしまして、このプロジェクトに対する方向性について、具体的にどのような振興策を考えているのか。

また、地域の実現すべき課題等につきまして、住民からの提案を聴く機会を設け、より 一層の活力ある協働のまちづくりを目指すべきと考えますが、本町として、この広域連携 の振興策の取り組みと併せて伺いたいと思います。

次にの、2件目といたしまして、国道391号線の交通環境の整備促進についてですが、 本町には、国道243号線、272号線、274号線、391号線、主要道道中標津標茶線を始めとして、道道13路線が基幹道路として町内を縦横に結び、釧路圏、根室圏のそれぞれの交通の要衡となっており、地域の発展に密着した産業道路、生活道路として至っております。

一方、道路施策につきましは、19年度執行方針広がりのまちづくりで述べておりました、272号線の地域高規格道路の事業が整備され、拠点地域間の時間を短縮し、地域の連携強化や、広域的でスピーディな救急医療活動の支援といった、いわゆる、地域住民の暮らしの充実や防災への整備を図りながら進めていくと思います。その観点から、本町市街地を縦断する391号線の交通環境の整備促進についてですが、これまでも橋りょうの拡幅など、多方面について要望も出されておりました。釧路湿原観光道路としましても、特に、次の点について、道路管理者に対し早期整備の実現に向けて、期成会等で協議し、積極的に要望すべきと思いますので、見解を伺いたいと思います。

一点目としましては、救急車による転院搬送時に傷病者を安全かつスムーズに搬送する

ために、避難場所の設置、または路側帯の改良整備であります。これは、国道391号線が25、 6年前に道道から国道に昇格された時点から、路側帯は狭く改良が進んでいないのではな いかということでございます。

二番目といたしまして、道道シラルトロ湖線、これは憩の家かや沼方面への入口の右折レーン、若しくは左側通過レーンの設置でございます。この箇所は曲線部になっているために、対向車線とも視界が狭く、非常に危険であることであります。

三といたしまして、茅沼付近・達古武峠下の直線道路段差の修復整備であります。一部 震等の陥没で、その後、影響で一時的に施工された状態になっているままであるというこ とであります。

四といたしまして、エゾシカ出没対策として、防護ネットの設置整備ですが、すで国道38号線白糠・音別方面や国道240号線、通称まりも国道の阿寒町付近につきましては、設置しておられますが、これは環境省との協議の結果にもよることでございますが、積極的に協議していただきたいと思います。

総体といたしまして、391号線の本町市街地から釧路方面への区間につきましては、シラルトロ湖に面して、防災上の面から法面の改良整備が、特に重点的になされてきたと思っておりますが、釧路方面を頻繁に利用する方、運搬関係の方、救急活動機関の方々、多方面から近年の交通量に伴いまして、上記以外につきましても要望を聞いておりますことを申し添え、質問を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 町長・池田君。

〇町長(池田裕二君)(登壇) 15番・平川議員の「釧路管内広域連携による振興策について」のお尋ねにお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、本年9月に町村会において「地域づくり広域プロジェクト推 進会議」が設立され、11月より作業を開始したところであります。

この取り組みは、各自治体が将来の方向性を見いだしてゆくため、広域連携の取り組みを行ってゆくという確認事項に基づき実施するもので、「活力ある農畜産業プロジェクト」、「環境保全型森づくりプロジェクト」、「海の幸、新ブランド化推進プロジェクト」、「観光振興プロジェクト」、「人材育成、確保プロジェクト」の五つの専門プロジェクトから構成され、釧路管内地域づくりビジョンとするものであります。

この取り組みに対し、本町といたしましても、関連する担当課長、係長が参画し、作業 に取りかかっておりますが、現時点は、各自治体における現状把握を行っているところで あり、本年度末には、企画書(素案)を決定することとなっております。

具体的組み立てはこれからとなりますが、本町といたしましては、本プロジェクト策定にあたり、基幹産業である酪農や、恵まれた自然環境など、本町のもてる魅力や財産を生かし、なお、かつ、管内各自治体のもてる魅力や財産の相乗効果により、更に輝かせるような振興策となるよう関わってまいりたいと存じます。

次に、「恊働のまちづくりを基調とした取り組みを。」とのお尋ねでありますが、この取

り組みの根底に流れる考え方の一つは、「個々の町村はもちろん、官民が一体となり、住民も行政も管内一つのビジョン」でありますので、そのような姿勢を持って取り組みたいと考えております。そのためにも、引き続き、あらゆる形で、住民の皆様の声に耳を傾け、また、感じ取る姿勢を持ち続けてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、国道391号線の交通環境の整備促進についてでありますが、議員ご案内のとおり、町内の幹線道路は生活や生産を守る上において、まさしく重要な位置づけとなっております。

本町を縦貫する国道391号線の整備促進に関する四点のお尋ねでございますが、一点目の 退避場所の設置または路側帯の改良整備、三点目の道路段差の修復整備について、併せて お答えをいたします。

道路交通法において、一般車両は、緊急自動車の接近時に道路の左側により、進路を譲らなければならないと規定されており、徐行停止時のスペースとしても路側帯が確保されております。

車両退避場所としての道路整備は、現実的にはありませんが、路面路側帯の改良、路面 段差の補修は、国道391号線においても、緊急性、優先性の高い箇所から行われており、本 年度には、五十石付近の整備が実施されたところであります。

近年、車両運行中の携帯電話の使用が制限されたことから、受信時の一時停止車両も見受けられる状況となっており、緊急自動車等のスムーズな通行のためにも消防署と連携を図りながら、引き続き所管する道路事務所に要望を行ってまいります。

二点目の右折レーン設置についてのお尋ねでございますが、国道391号線と道道シラルトロ湖線との交点及び道道塘路厚岸線との交点の右折レーンの設置につきましては、既に開発促進期成会として要望を行っており、塘路市街と道道塘路厚岸線との交差点の右折レーンは、来年度整備予定となっております。

標茶方面から道道シラルトロ湖線への右折は、下り傾斜となっており、特に冬期間の右 折待機車両と後続車両の追突が懸念されることから設置要望を行っていますが、交通量及 び交通事情並びに土地形状を総体的に勘案した検討が必要とのことから、実現に至ってお りませんが、設置に向け引き続き要望をしてまいります。

四点目のエゾシカ出没対策としての防護ネット整備のお尋ねでございますが、釧路根室管内では、国道44号線、国道240号線がエゾシカとの衝突事故多発道路であるため、一定地域での侵入防止柵を設置しているとのことでありますが、エゾシカ侵入防止対策を施工する場合、一定程度の連絡性、他の動物への影響、景観への影響、行動遮断や行動範囲の変化による近隣農地への影響など、多岐にわたる項目を総合的に判断しなければならないときいております。

釧路開発建設部では、ソフト対策として、エゾシカ交通防止 5 原則を記載したエゾシカ 衝突事故発生マップを作成し、ドライバーに注意喚起を行っておりますが、地域実態も含 め、道路管理者に伝えてまいりたいと考えております。

これまでも、地域高規格道路や国道などの交通環境の整備促進につきましては、釧路地 方総合開発促進期成会としての要望活動をはじめ、釧路開発建設部三事業所との懇談会に おいても要望要請を行っておりますが、必要な事業につきましては、今後も継続して行っ てまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長(鈴木裕美君) この際、再質問があれば許します。 なお、再質問は自席で願います。

15番・平川君。

○15番(平川昌昭君) 後段の、交通環境の整備につきましては、これまでも地域要望、または391号線のほかにもいろいろ課題が出ておりましたので、引き続き要望されていると思いますが、特に国道となりますと、管理者の予算措置、事業採択、いろいろありましょうが、粘り強く標茶町長として、他の町村と連携を取りながら、実現することを望むところでございます。

それから、広域連携につきましては、町長のご答弁で町民の声を聴く機会ということで、 具体的には、どうしていくのだということが、出ておりませんでしたが、例えば、振興条 例にも町民の意見を聞く場があるとか、また提案制度等々ございますので、どの場で町民 のそういった広域連合についての意見を集約して活かしていくか、そういう点について、 今の段階でお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

- ○議長(鈴木裕美君) 町長·池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをいたしたいと思います。

町民の皆様からのご意見をうけたまわる場としては、いろんな場面を想定しておりますし、特別、この委員会でということはありませんけれども、現実的には、現在、いろんな意味でまちづくり推進委員会という機関を設けて、全般について、ご意見をうけたまわっておりますので、それが中心になっていくのかなと思っておりますし、また、あらゆる場面で、皆さんからご意見をうけたまわることについては、常に門戸を開いていたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(鈴木裕美君) 以上で、15番・平川君の一般質問を終わります。 続いて、11番・深見君。
- ○11番(深見 迪君)(登壇) 通告に従いまして、二点について質問いたします。 一点目は、学童保育の問題であります。

親、保護者の仕事と子育ての両立支援、そして、児童の健全育成対策として重要な役割を担う学童保育の拡充、質的向上について、いくつかの点について質問いたします。

厚生労働省は本年10月19日、放課後児童健全育成事業、これは本町では学童保育という 呼称をしていますが、のガイドラインを策定し通知しました。その中で「学童保育は、保 護者が労働等により家に帰っても家庭に親がいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや 生活の場を提供し、そのことによって健全な育成を図る事業」であるというふうに書いて あります。ガイドラインを策定した目的は、「学童保育所を生活の場としている児童の健全育成を図る観点から、学童保育所の質の向上に資すること」となっています。町長は、このガイドラインをどのようにとらえ、本町の学童保育の改善に活かそうとしているのか、以下の点について伺います。

まず、通知では、市町村が各学童保育所の運営状況を定期的又は随時に確認し、必要な 指導・助言を行う等、質の向上、運営の充実が図られるよう努力するよう促していますが、 本町のこれまでの実態はどうだったでしょうか。

二つ目、対象児童ですが、1~3年まで、これは私たちの町の条例でも書かれてあるのですが。の他に、「その他の健全育成上指導を要する児童も加える」として、小学校4年生以上の児童も対象としています。これは国の基準でですね。現実に小学校4年生以上を受入れている学童が圧倒的に多いわけです。過去に4年生以上の子どもたちも入所している実績があると、本町の場合ですね、私は承知していますけれども、本町の実態はどうですか。また、要望があれば4年生以上も加えるべきと考えますがいかがですか。

開所日や開所時間について、放課後の時間帯の他、土曜日、春、夏、冬の長期休業日及 び学校休業日等も含め開所し、その日は8時間以上の開所とすべきと考えますがいかがで すか。

また、新1年生については、保育園を卒園してから小学校に入学するまでの空白期間が ありますから、4月1日より受け入れるべきと考えますが、いかがですか。

障害のある児童の受け入れは、国の2007年度調査では、全国の全市町村の67.7%になっています。速やかに受け入れをすべきではないですか。

学童保育は、「生活の場」として位置づけられています。そのことの意味するものは、ただ、保護者がいないから預かると言うことだけではなく、その中で児童が健全に育てられていくということを意味しています。実際、学童保育の中で子どもたちはさまざまなことを学び、成長していったという事例が数多くあります。その意味で、放課後児童指導員としての資質の向上のため、不断に職員研修に努めるべきと考えますがどうでしょう。また、その予算も保障すべきと考えますがいかがですか。

学童保育の最後ですが、放課後児童の安全対策としても、学童保育所と学校、地域、保育園、幼稚園との連携が、一層、今必要となっています。この今日的課題についてどのように考えますか。御所見を伺います。

二つ目の質問ですが、従来「老人保健法」で実施していた住民健診が来年4月から「高齢者の医療に関する法律」で実施することになります。これに伴い、実施責任が国から医療保険者、うちで言えば国保ですね。つまり町に変わることになりますが、これによる健康診断内容の後退をすべきではないと考えますが、いかがですか。

実施責任が医療保険者になることから、国保会計の負担が増えることになると考えますが、そのため、国保料の値上げをすべきではないと考えますが、町長の御所見を伺います。

従来、国は住民健康診断の対象を40歳以上としていました。標茶町は、住民の健康維持

のため積極的にこの年齢を30歳以上に引き下げて実施してきましたが、今後、更に対象年齢を下げ、住民の健康維持を一層進める考えはありませんか。

法律が変わることにより、後期高齢者の健康診断については、後期高齢者医療連合の努力義務となります。そのことによって後期高齢者の健康診断内容の後退がおきないよう、 広域連合に積極的に働きかけるべきと考えますが、町長の御所見を伺います。

また、結果のいかんにかかわらず、後期高齢者の健康診断内容の維持に努めるべきと考えますが、いかがですか。

以上です。

- ○議長(鈴木裕美君) 町長·池田君。
- ○町長(池田裕二君)(登壇) 11番・深見議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、厚生労働省の「学童保育のガイドライン」も参考にし、本町の学童保育の拡充、質的向上、運営基準づくり等に具体的に取り組むべきと考えるかどうかについてでございますが、はじめに本町の学童保育は、標茶、磯分内、虹別、中茶安別、塘路の5カ所で開設し、本年度は11月末現在、89名の小学生が在籍しているところでございます。

お尋ねの学童保育のガイドラインは、本年10月19日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から「放課後児童クラブガイドライン」として出され、学童保育の運営の多様性から、「最低基準」としてではなく、運営に当たって必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指したものであります。

一点目の「このガイドラインをどのように捉え、本町の学童保育の改善に活かそうとしているか」のお尋ねについてでありますが、本ガイドラインは学童保育運営の基本的事項であり、地方自治法第245条の4の規定に基づく技術的助言であることから、本町といたしましては、本ガイドラインを尊重し、学童保育の質的向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

二点目の「運営状況の定期的又は随時の確認と必要な指導・助言、質の向上、運営の充実」でありますが、本町の学童保育は、父母の自主的な運営から、平成17年度からは標茶町学童保育実施要綱に基づく設置・運営を行っておりますが、運営を委託している父母会等とは、これまでも個別での助言を行っており、引き続きガイドラインに沿って、対応努力をしてまいる考えでございます。

三点目の「対象児童の4年生以上への拡大」でありますが、本町の学童保育の運営は先ほどもお答えいたしましたように、父母会等に委託していることから、父母会の総意に基づき6年生までを対象としているところもあり、今後父母会と協議し、対象児童の拡大を検討してまいりたいと考えているところであります。

四点目の「開所日、開所時間」でありますが、学童保育実施要綱での開所日は、平日、 土曜日、休業日及び休校日となっていること、平日の開所時間は下校時から午後5時30分、 土曜日、休業日及び休校日は午前8時30分から午後5時30分となっておりますが、夏休み、 冬休み等の長期休業日には、学童数がゼロになる学童保育所もあり、運営の委託先である 父母会等と協議し、実情に沿った運営を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解 を賜りたいと存じます。

五点目の「障害のある児童の受入れ」でありますが、障害を持つ児童の学童保育については、対象児童の障害の程度、発達の課程におけるきめ細かな支援が必要となることから、 学童保育への入所についても、今後とも運営の委託先である父母会等の理解を得ながら、 受け入れをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

六点目の「指導員の研修と安全対策」でありますが、指導員の研修につきましては、従来、学童保育所の運営は、父母が中心となって運営している経緯を踏まえ、父母会等との 意向を聞きながら検討すべき事項と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、放課後児童の安全対策でありますが、今後とも、学校、地域及び関係機関と連携を深め、放課後児童の安全対策を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、「住民健診の責任が2008年4月に、国から医療保険者に変わるが、健診内容の後退、 費用の住民負担増をすべきでないと考えるがどうか」についてのお尋ねでありますが、平 成20年度から後期高齢者医療に関する法律に基づき、各医療保険者に対し、40歳から74歳 までの被保険者及び被扶養者への特定健診及び特定保健指導が義務付けされたことは、ご 案内のとおりであります。。

これまで本町では、住民の健康づくりの一環として、老人保健法に基づく基本検診のほか、ガン検診を含めた町の独自施策として30歳以上の町民を対象に住民総合検診を実施してきたところであります。

本町の場合、医療保険者の義務として特定健診及び特定保健指導を行わなければならないのは、標茶町国民健康保険の40歳から74歳までの被保険者となっております。

お尋ねの一点目でございますが、この度の特定検診及び特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病の予防を目的とした健診及び指導に限られていることから、本町の場合、これまでの住民総合健診の内容、実績、経緯を踏まえ、基本的には現在の健診内容に特定健診で求められている検診内容を加え、従来の住民総合健診を充実した形で想定し、現在、計画策定作業を進めているところでございます。

二点目の、特定健診の実施による国民健康保険事業特別会計の費用の負担を国保税の値上げすべきでないとのお尋ねでありますが、特定健診に係る費用は、国・道・医療保険者がそれぞれ3分の1を負担することになっており、医療保険者負担分を被保険者に全額求めるか、どうかは各医療保険者の判断することになっております。

本町では、これまでどおり住民総合健診の基本的考え方を踏襲し、受診者から検診手数料を負担していただく方式を想定しており、特定健診費用を国保税に反映しないことを予定しております。

三点目の、住民健診の対象年齢を、今後、更に、引き下げて実施する考えはないかとの ことでありますが、現在、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施体制に関する計画を 議論している標茶町福祉施策検討委員会においても年齢引下げの議論をいただいていると ころでありますので、財源の確保を含め検討してまいりたいと考えておりますので、ご理 解を賜りたいと思います。

四点目の、75歳以上の後期高齢者医療に加入している被保険者の健診でありますが、北海道後期高齢者医療連合後期高齢者医療に関する条例では、「被保険者の健康増進のために健康診査を行う。」とされ、被保険者の居住する市町村に業務を委託することや、受診者から健診費用の1割負担を求めることになっております。

健康診査の健診内容等につきましては、まだ、広域連合から通知がございませんので、 今後、健診内容が通知された時点で内容を精査し、対応してまいりたいと考えております ので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

11番·深見君。

〇11番(深見 迪君) ただいまのご答弁で、二点目の住民健診の問題ですが、いくつか、この問題が出てから調べてみたのですけれども、3月で切れると。その後今までやっていた、うちで言えば基本的な健診なのですが、どうするかということが、議論中だと。だから、下手したら4月からの健診業務が、空白になるという恐れがあるというような自治体の話も聴いてきました。そこから比べると、非常に積極的で住民の立場に立った健康診断を進めるということで、安心しました。最後の後期高齢者の問題については、まだ定まった内容ではないと思いますが、是非、この広域連合になったことによって75歳以上のお年寄りが、その健康診断が後退するようなことがないように、引き続き努力をすべきというふうに考えます。

最初のほうの学童保育の問題ですが、全体としては、ガイドラインを尊重して、ガイドラインの内容は、私、全て、前向きの内容だとは思っていません。批判的な見方をしなければならない部分もありますが、全体としては、その、保護者の人たち、或いは子ども達の、そういう意に沿った前進的な内容になっていますので、是非それを進めていただきたいというふうに思います。

いくつかについて、質問したいのですが、まず一つは、生活の場として位置づけられているということを、どのようにとらえるかということなのです。

小学校の場合は、例えば小学校の低学年でいうと、学校に行く日が概ね210日前後でしょうか、今。そうですね。そうすると小学校低学年で学校時間というのは年間1,100時間ぐらいなのですよ。しかし、学童保育で過ごす時間は、これ、平均的に言えばですよ、1,600時間、小学校低学年で、圧倒的に学童保育で暮らす時間のほうが多いのです。そして、この法律のもともとこの法律は、放課後児童健全育成事業ですから、単に預かるということではなくて、その生活の場である学童保育でこそ、子供たちは本当に大事に育てられるということの位置づけを、更に一層強めたのが、このガイドラインだというふうに私は思っ

ています。ですから、そういう意味で、職員の研修の問題を、私はあえて出したのですが、例えば、いろいろ調べてみたのですけれども、うちがどうなっているのかわかりませんけれども、一番近いところで、釧路市などは非常に給料含めて手厚い、行われ方をしているのです。もともと、標茶の学童保育は、私、この2日の日に全道の学童保育研究会に行ってまいりました。そこで、いろんな方の意見を聴いて、自分もですね、標茶はね、先ほど町長5カ所って言いましたよね。8,700の人口の町なのだけれども、市街に一カ所と周辺にあって、全部で5カ所あるという話をしたならば、全道の参加者がですね、分科会でしたから、全部ではないですけれども、「ほっー。」とびっくりして、「すごい。」という評価していました。問題は、その質ですよね。今、質が悪いということを言っているのではないですよ。

例えば、釧路市あたりはね、年間の研修を年10回もっているのです。厚生員全員、厚生員というのは指導員です。指導員の全員が対象に年10回。そのうち2回は、外部講師による研修だというふうに聞いています。情操、体育、フリー、遊びとか、そういう研修を含めて、10回研修をしていると。そのほか、館長、うちの場合は、児童館の館長がいないわけですから、あそは主任的な人を含めた研修もそのほかに10回と。そういう研修を熱心に行っているわけです。そのほかに、学校教育ではないですけれども、経験者研修とか、中堅研修とか、経験や年数によって、指名される研修もあるというふうにして、非常に手厚い指導員の質の向上を図った運営を行っているのです。その点で、私たちの町では、どうであるかということを、まず伺いたいし、是非、研修を深めてより生活の場である、その場で育てられる子どもたちのために、よりよき指導員たる、そういう研修を積むような条件を整えていただきたいと。その点についてはいかがかと言うことです。

それから、障害のある児童の受け入れなのですが、先ほど私、全市町村の67.7%になったと。圧倒的多数ですよね。ただこれ、ちょっとからくりがありまして、それまでは、40%台だったです、つい最近までは。あの合併で、67.7%に跳ね上がったということなのですけれども、この障害のある児童の受け入れについては、確か障害児の受入推進費として、補助金が68万7千円、年間出ることになっていますよね。これは活用していないですよね、うちの場合。以前は、4人以上いなければ、この補助は受けられなかったのです。それが3人になり、2人になり、昨年、等々、1人でも障害児の受入をしたところは、この補助金の対象になりますよということが法律で決まりました。したがって、是非この補助金の受入、活用もしながら、障害児の積極的な受け入れをしていただきたいというふうに思います。

以上なのですが、そのいくつかについて、再度ご答弁願えたらというふうに思います。 〇議長(鈴木裕美君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君) 何点かについてのご質問でございまして、もし、お答えが、ひょっとしたら、足りないかもしれませんけれども、そのときは指摘をいただきたいと思います。

ご理解をいただきたいのは、先ほども答弁いたしましたように、本町の学童保育というのは、経緯から、父母が中心になって、運営してきたという経過でございます。したがいまして、父母会の皆さんがどう考えているのかということが、私は一番大事であろうと思っておりますし、父母会の皆さんからご希望があれば、それについてどういった方策が可能かというかとを考えていくことになろうかと思います。

そういった意味で、指導員の研修につきましても、先ほどもお答えしましたように 父母会の皆さんの意向を聞きながら、検討すべきであれば検討してまいりたいと。そのよ うに考えております。

それから、障害のある児童の受け入れについては、ことし、夏休み前だと思いますけれども、その、児童、受け入れている父母会の方に、こういったことでどうでしょうかという問いかけをいたしまして、実際に、それでは希望される父母の方とお話をしたいというところまでいったのですれども、結果としては、それが実現しなかったということ、障害の方の父母の方から、それ以上の働きかけはなかったということで、実現しなかったという経過にあります。

いずれにいたしましても、法律云々、かんかんはありますけれども、私が何回も申し上げていますように、これは、やはり、その、面倒を見てくれる人が、いるか、いないかの問題でありまして、そのことを法律で縛ることはできない。そういった意思を持たれている方がいれば、それについて父母会、それから私どもを含めて、地域一丸となって支援してまいりたいというのが、基本的な考え方でございますので、是非ご理解をいただきたいと思います。

(何か言う声あり)

- ○議長(鈴木裕美君) 住民課長・妹尾君。
- ○住民課長(妹尾昌之君) 研修会、指導員の研修会のことでございますが、17年から、答弁でもしましたように、町の実施要綱を作って現在の学童保育の形になったのが17年からということで、前段申し上げましたように、標茶の学童保育については父母会が中心になって始まったという経緯がございます。そういうことでは、今回のガイドライン、それから学童保育の問題等含めて、早いうちに父母会のほうと、いろいろと協議をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(鈴木裕美君) 11番・深見君。
- ○11番(深見 迪君) 一点だけ、再度質問したいと思うのですが、先ほど、最初の答弁で、町長がガイドラインを尊重し質的向上に努めると、その努力をしていきたいというふうにご答弁なさいました。私は、確かに父母会の運営で、父母会の方にも会いましたけれども、父母会の運営主体で、その方々の意見を尊重すべきだというふうに思います。思いますけれども、ガイドラインのいっていることは、自治体が、その自治体が、父母会はある意味で素人なのですね。その、学童保育をどうしていくか、放課後児童の健全育成とは何なのか、それを育てるためにどういうことが必要なのかということについては、預ける

側ですから、そういう意味では、その指導的立場に立ちなさいと、自治体は。同時に、それらを一層具体的に進めるために、研修も計画的に進めなさいと。父母会からいわないと、多分そういっているのだと思うのですけれども、父母会からの要望がない限り、町は動きませんよというふうな感じに少し聞こえたものですから、そうではなくて、もっと積極的に、その辺を改善していくというか、よりよい学童保育にしていくという、内容に、もう少しがんばってみる必要があるのではないかなというふうに思うし、それから障害児の問題でも、入る人がいれば考えるというのではなくて、わからないわけですから、門戸を広げますよと。先ほど4年生以上の子供については、そういいましたけれども、門戸を広げますと。障害児で希望者がいればいつでも入れますよというような仕組みというか、案内といいますか、そういうものを積極的に町民にアピールする必要があるのだと。そういう町の動きがあって、初めて学童保育の内容がガイドラインに基づいて大きく変わっていくのではないかなと私は思うのですが、最後にいかがでしょうか。

- ○議長(鈴木裕美君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをしたいと思います。

繰り返しになるかもしれませんけれども、まず障害児の問題につきましては、こういった希望があると父母会のほうに伝えました。父母会のほうに受入れてもいい。ついては、 実際に本人の父母も含めて協議をしたいというところまでいったのですけれども、問い掛けをしたのですけれども、それから後のアクションがなかったということで、実現をしなかったということでご理解をいただきたいと思います。

私どもとしては、そういった希望があれば、これからも、それはどんどんつないでいきたいと思いますが、繰り返しになりますけれども、あくまでもそれを決定するのは、受入れてもいいですよ、私たちががんばっていいですよという父母会があって、初めて実現するものだという具合に考えておりますし、また、いろいろな隘路があれば、そこら辺について私どもが何が出来るかというのは、協議してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、指導員の研修につきましても、私、先ほど父母会、父母会と申しましたけれども、当然、父母会さんの意向が一番大事だと思いますけれども、それは逆に指導員の皆さんからの、もう少しこういった形で研修したいということで、かまわないと思いますし、そういったものがあれば、実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

ただ、町として、こういった形でのこういった研修をするということは、果たして、それがいいものかどうかというのは、私はちょっと判断を付かねますけれども、もし、そういった、お声があるのであれば、結果として、充実したものになるということであれば、それについても検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) 以上で、11番・深見君の一般質問を終わります。 続いて、14番・小林君。 ○14番(小林 宏君)(登壇) 先に通告をしております「来年度予算編成に向けて、町長の基本方針について、何を重点課題として考えているのか。」について伺います。

今、小規模自治体への風当たりが依然厳しい中で自治体の財源を大きく左右する地方交付税の減少、自主財源である町税収入の減収などで本町の財政の現状を考えた時、20年度予算編成がどのような考え方で組まれていくのか。

また、協働のまちづくりを推進するまちとして20年度予算編成の重点課題をどこに考えているのか、町長の考えを伺う。

また、次の2点についても重ねて伺いたいと思います。

一つ目には、6月の定例会の中でも町長が標茶ブランドの確立に対し、多くの方々の知恵や力を結集に町長自らその先頭に立ち汗を流す所存であると、大変力強い答弁をいただいたところであり、特に学校給食での地元牛乳の提供の実現に向けて努力されているとのことであるが、現時点の進捗状況について伺いたい。

標茶ブランドの確立は、まさに新たな産業の確立、また基幹産業である酪農振興にもつながりそれが町内の経済波及となり、雇用促進にもつながると考える、また既存にある企業または団体などのかかわりなど、まさに本町の経済を潤滑させるうえでも重要と考えるが、20年度予算編成を立てる上で、その実現に向けて町長はどのように考えているのか。

二つ目には、本町発注における来年度予算の公共事業についてであります。

公共事業については、年々減少傾向ではあるが、町内経済の重要な経済基盤である。来 年度の本町発注の公共事業がどのような状況なのか。

また国や道についても新聞報道などでは公共事業の削減方針がだされているが、来年度 の本町に関係する公共事業の状況についても、可能な範囲で伺いたいと思います。 以上です。

- ○議長(鈴木裕美君) 町長・池田君。
- 〇町長(池田裕二君)(登壇) 14番・小林議員の「来年度予算編成に向けて、町長の基本 方針について何を重点課題として考えているのか。」ほかのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、本町のみならず全国の自治体は三位一体改革の名の下、地方交付税の削減をはじめ、厳しい財政状況下におかれており、この傾向は平成20年度においても、同様と想定されます。

しかしながら、そのような状況下にあっても、自治体運営の停滞を招くことがないよう、 平成20年度の予算編成方針を先般定め、指示を出し、それに基づく予算編成作業を現在進 めているところであります。

詳細につきましては、新年度の執行方針並びに予算の中でお示ししたいと存じますが、 基本的には、時代の要請や住民ニーズを敏感にとらえる中、町内経済動向に意を配しなが らも徹底した歳出抑制措置を講じ、財政の健全化を図ることとしております。

また、今後のまちづくりを考える中においては、行政だけでなく、解決できる課題は少なくなってきていることから、更に、住民の皆様との対話や協調のなかでの取り組みを重

視してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、具体的な項目二点についてお答えをいたします。

はじめに「標茶ブランドについて」でありますが、議員ご指摘の学校給食に地元の牛乳を提供する取り組みでありますが、これまで、庁舎内議論はもとより、道庁、道教委、保健所、高校、各企業等々からの情報を収集し、検討を重ねてまいりました。

その中で、標茶高校のプラント活用、町内企業のプラント活用、町外企業のプラント活用、独自プラントの設置等、様々なアプローチを行ってまいりましたが、学校牛乳制度、生乳流通制度上のハードル、提供する乳量がきわめて少ないこと、コスト面の課題が明らかとなりましたが、方法を選択して、いかにしたら実現できるかを検討した結果、現時点においては、高校のプラント活用が、最も現実的な可能性の高い手法ではないかとの方向性を見いだしたところであります。

今後、関係機関との更なる検討・協議が必要であり、最終到達点との結論に至ってはいませんが、各団体との一層の連携を図りながら、具体化を目指してまいりたいと存じます。

また、標茶ブランドの確立につきましては、議員ご指摘のとおり、最重要課題の一つとして私も認識しており、これまでも機会有るごとに、その可能性や必要性について提言を繰り返してまいりました。

昨日も、地域ブランド推進に関わる講演会を開催いたしましたところ、多くの町民の参加をいただき、関心の高さを改めて実感したところであります。

具体的な取り組みにつきましては、新年度の執行方針並びに予算の中で提案してまいりたいと存じますが、これまでも繰り返し申し上げてまいりましたように、あくまで生産者自らが取組むことが肝要であり、そして、その上で、多くの消費者・町民の方々の知恵や、アイデアをいただきながら、商品化することが理想型であろうと考えており、有形、無形の財産を標茶ブランドとして、具体化が図れるよう努力してまいりたいと存じます。

次に、来年度予算における公共事業についてのお尋ねでありますが、国においては、投 資的経費は、引き続き3%削減するとの目標を設定しており、環境的に厳しい情勢下にあ ります。

町といたしましては、これまでも管内町村に比べ高いレベルでの普通建設事業費の確保を行ってまいりましたが、引き続き、総合計画実施計画に基づき、計画的に執行してまいりたいと考えており、冒頭申し上げましたが、社会の要請と町内経済動向に意を配しつつ、事業の確保をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(鈴木裕美君) この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

14番·小林君。

○14番(小林 宏君) ただいまご答弁をいただいた、標茶ブランドと、また学校給食での牛乳の件についてなのですが、具体的な話が今何点か町長から聞かれたので、早く実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

また、公共事業の発注についてなのですが、国が3%削減するということを示したということなのですが、なるべく厳しい中でも、本町の基盤となる公共事業なので、比較的、前の年に数字が落ちないような努力を、より一層、重ねていっていただきたいと思います。 以上でございます。

- ○議長(鈴木裕美君) 町長·池田君。
- ○町長(池田裕二君) 議員ご指摘のように、そういった状況でございますので、どこまでというのはお約束できませんが、あらゆる機会を通じて努力してまいりたいというように考えております。
- ○議長(鈴木裕美君) 以上で、14番・小林君の一般質問を終わります。 休憩致します。

休憩 午前11時55分 再開 午後 1時00分

- ○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
 - 一般質問を続行いたします。

続いて、6番・後藤君。

○6番(後藤 勲君)(登壇) それこそ前回に引き続きまして、私の場合は役場前の庭を駐車場にということで、前回、述べたわけですけれども、特別、この前の公園を、必ずしも駐車馬にせいというような問題ではないのですけれども、前回の時には、町長は70台駐車場を確保できたということ、それから、この庁舎周りについては、非常にラインを引いてきれいになっているという部分がありまして、努力してくれているのだなというふうに考えます。それとまた、きょうお伺いするのは、この庁舎前については、当然その、前の前任者が立派な庭を作ったということで、確かに私もこの庭を壊したりなんかするということは、あまり得手ではないので、問題があるかなというふうには考えています。

ただ、前にも言ったように、やはり時代の流れということも含めて、できるだけこの正面から車が入ってこられて、スムーズに役場の前に駐車をできるということが望ましいのではないかというふうに、いつも考えているわけです。

それで、できれば都市計画審議会というのもありますから、その中でもう一度審議をしていただいて、この庁舎前については、どうあるべきなのかというようなことも、検討していただけるかなというふうに考えております。

また、町長一人でそういうことで重荷だということであれば、町民からのアンケートを 取るというのも、一つの選択肢になるのではないかというふうにも考えております ので、そして、最終的にはある程度駐車場ということも考えられますけれども、前 を広げるという考えの中で、前進できないのかなというふうに考えております。

それと、最悪の場合、どうしても前をできないというのであれば、本当のこの、

玄関前の、小さいあの三角になっているブロックですね、あれが非常に邪魔になるのですよね、正直なところ。この正面に向かって左側については、何台か、5、6台とまれることになっていますけれども、直接入れない、入ってきたら後ろバックしながらあそこにとめる。石垣にぶつかる。非常に使いづらいという面で、前をそれなりにあけることによって、13、4台ぐらいはスムーズにあそこに入れるような状況ができるのではないかというふうに私も考えていますので、できるだけ、そういうような方向に検討していただければなというふうに考えております。

そのことを踏まえて、2回これで続けてやりますけれども、この次からは、この 駐車の問題については、次ぎ出さないようにしたいと思いますので、よろしくお願 いします。

それから、この野犬問題についてということなので、私も11月の30日かな、クリーンセンターのところへ犬を見に行ったのですけれども、大きい、小さいを入れて十くらいいました。その中で震えている犬もいました。聴くところによりますと、町の職員が土曜、日曜日に犬に餌をやりに行かなければならないと、いうような状況にあると。それとまた、これから冬にかけて、当然、凍死する犬も出るのでないかというような、そういう柵の設定の仕方であります。問題は、この今のある柵をあのままにしておくと、あそこは特に雪が降ったときには、ひどい状態になると思います。

そうするとあそこで死んでいく、果たしてそれがどうなのかという問題もありますし、確保して、犬をあちこちから集めてきて確保して、今でさえ十匹程度いるわけですから、これから三十、四十増えていったときにどうなるのかなと。、正直言って。9月の段階で、今までの経過については町民に知らせてあった部分がありますけれども、今後、これから、その犬の問題について、町としてどういうふうに考えていくのか、今どんな状態にあるのか、これらについて、やはり町民も関心を持っていることでもありますし、また、先日のテレビなんかについては、土佐犬が人をかみ殺したとか、助けた犬もいるというようなこともあります。

先日、私ども鉄砲の帰りに、沼幌のゴルフ場のところにきたら、二匹のでっかい犬がいて、ちょっとしたら、夕方だったものですから、鹿かなと思ってみたら、でかい犬が二匹いたと。そういうようなこともありますし、それとまた、上オソのほうでも、犬が十何匹ぐらいいて、雄鹿を追っていたということも聞いておりますので、それとまた、もう1件、うちのところに犬を捕獲するケースですか、あれが置いてあるのですけれども、あそこに、うちの犬も結構大きい犬なのですけれども、その犬がうろうろして間違えられてどうもならないということで、取ってくれということで箱を置いたですよ。もう十日以上置いてあるのかな。そんなようなこともありまして、非常に町民もそういう面については敏感になっているという部分がありますので。それと、もう一点提案なのですけれども、その春の予防注射のときに、できれば犬の注射をするときに、外につないでいる犬をせめて、写真

を撮って保管をしておけばどうなのかと。なぜかといいますと、その来ている犬がどこの 犬かわからないということで、調査のしようもないのですよ、正直なところ。私のところ の犬と同じような犬なものですから、ひまなし電話がかかってきて、後藤さんの犬が離れ ていると言われても、うちには一生懸命抱いて寝ている犬がいるものだから、そんなこと もできないで、捕まえるに捕まえられないという部分があるのですよ。

だから、その辺のところも踏まえて、今後、やはり、写真を、撮っておくと警察に誰が通報しても、どこの犬かということが、ある程度わかるという部分がありますので、その辺のこと含めて、何とか検討していただければなというふうに考えておりますので、まあ以上、そんなところですね。

それとですね、前にですね、ちょっと聞いたのですけれども、今、飼っている、あそこに、クリーンセンターにいる犬に、誰かが譲ってくれといったら、期間切れだったからだめだといわれたと、断られたという話を聞いたのですけれども、この辺については、期間切れというのは何を証して期間切れというのがちょっとわからないのですよね、その辺のところちょっと、教えていただければなというふうに考えていますので、一つよろしくお願いいたします。

以上です。

- ○議長(鈴木裕美君) 町長·池田君。
- ○町長(池田裕二君)(登壇) 6番・後藤議員の「役場庁舎前庭半分を広場及び駐車場と して利用する考えはないか」とのご質問についてお答えをいたします。

お尋ねの件につきましては、前回もお答えいたしましたが、当時、町民の方々による「標茶町○○100年記念碑建立協賛会」が百年記念事業の中で組織化され、その中で町民の皆さんの心を一つにして、未来に進むことをシンボルとした記念塔を中心に、町民の憩の広場として築造されたものであり、全体の景観として意味があると考えております。

その思いが変わるほどの、大きな変化が無い限りは、大規模な転用は難しいと思われます。

駐車場につきましては、公用車の駐車場を変更し、庁舎北側の駐車場スペースの拡大を 図り、来客用として駐車台数70台を確保しております。

広場として、維持が不足している部分につきましては、次年度以降の維持補修の中で、 可能な範囲で努力してまいりたいと考えているところであります。

また、都市計画審議会の意見を聞く考えはないかとのご提案につきましては、次回の、 都市計画審議会において、意見を伺うこととしたいと考えております。

更に、住民アンケートの実施につきましては、都市計画審議委員会の委員の皆様のご意 見を承って後、判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

二点目の、野犬問題についてですが、本町の上オソベツ地区での畜犬の不法飼育の経過でございますが、9月末に町が捕獲した畜犬の取扱について、飼育者、釧路支庁、町の

三者で、飼育犬の狂犬病予防法に基づく、畜犬の登録と予防注射及び動物の愛護に関する 法律に基づく飼育改善について話合いを行ったところであります。

この協議を元に、飼育者に対し、畜犬の登録・予防注射と去勢・避妊及び施設の改善を 含めた改善計画書の提出を求めたところ、提出期限を二回延期した11月中旬に改善計画書 が提出されたところであります。

11月下旬には、提出された改善計画書を元に、飼育者、釧路支庁、釧路保健所、町住民 課の四者で、再度、飼育犬の狂犬病予防法に基づく、畜犬の登録と予防注射及び動物の愛 護に関する法律に基づく飼育改善について、話合いを行ったところであります。

この間、飼育者は万全ではありませんが、飼育施設の改善と飼育犬の避妊・去勢を実施 しております。引き続き避妊・去勢を最優先とし、登録・予防注射を平行して行うことは 経済的に困難であるとの主張を繰り返してしております。

今後の対応ですが、一人で100頭前後の犬を飼育することは、極めて困難ではないのかなと判断をしておりますので、今後は法的措置を含め、釧路支庁、釧路保健所と連携し、粘り強く狂犬病予防法に基づく登録・予防注射、飼育施設の改善などを、飼育者に求めて行くとともに、脱走する犬につきましては、近隣住民への不安解消や家畜等への危害防止の観点から、町条例に基づく野犬掃討を引き続き行うこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、写真を通して登録してはどうかとのご提案や、クリーンセンターの犬の管理等につきましては、後ほど担当課長のほうからも答弁させますが、住民の不安を招かないように適切な対応をしてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(何か言う声あり)

○議長(鈴木裕美君) 住民課長·妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君) 捕獲した、町の条例に基づいて、捕獲した犬の処分の取り扱いの仕方でございますが、町の条例では特に規定しておりませんけれども、狂犬病予防法施行令では3日間の告示をしたあと処分をするということになっております。

現在、クリーンセンターの近くにあります檻に入れています犬につきましては、上オソベツでの多頭飼育者のものと思われる犬と、それから通常の野犬掃討に基づいて町内一円から捕獲されたもの、一緒に保護している状況です。基本的に、本年の6月に環境省と厚生労働省の中で動物愛護法、それから狂犬病予防法に基づく、犬の捕獲したものに対する取り扱いについての協議が整いまして、従来、告示だけで期間終了ご処分していたものを、一定の、マスコミの媒体等を使って里親を探すという行為をするように、努力するようにということでの通知がきておりますので、それらに基づきまして、町といたしましては5日ないしは一週間程度期間をもって里親を募集して、その後いない場合については、殺処分というふうにしているのが実態でございます。

それから、犬の写真の件でございますが、町の条例に基づきまして、飼い犬として登録

したものについては、首輪等をつけること、それから鑑札をつけることと義務付けがされております。基本的には、飼い犬であって鑑札等がついているものについては、飼い主のところから逃げ出したものについては、その鑑札を見れば所有者が直ぐわかるということになってございますので、基本的に写真を撮ってということにはならず、飼育者の義務で、鑑札をつけているものについて、私どもが証拠あったものについては判断するという形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

6番・後藤君。

○6番(後藤 勲君) 公園の関係については、町長のほうから前進的な話が聞こえてきたということで、ありがたく思っております。

これからは、鋭意努力していただきたいなというふうに考えています。

また、今の、この野犬の問題について、いろいろ法に基づいてやろうということなので すけれども、そのやろうというまでの間の時間がかかりすぎるという部分があります。

それと、今、住民課長のほうから言われたように、野犬と、それから、何というかな、 のいぬというのも、区分けというのがあるのかないのか、わからないわけですけれども、 この辺について、今まで町独自でこの問題がないときには、いろんな野犬を捕まえてきて、 何日か置いておいて、殺傷したということで、処分がされていたわけですけれども、今度 それが両方混じった段階で、どんどん増えていってしまって、今まで野犬としていたもの が殺せなくなってしまったという、不合理さが出てくるのだと思うわけですよ。そして、 相手が、飼い主が、私の犬だということが、わからないわけですよ。どこまでわかってい るのかと。こういうことが問題なのですよ。だから、考え方としては、これが私の犬だと いうのであれば、その犬はそっくり向こうにもっていって檻の中に入れて返せばいいので ないかと。正直なところ、そういうふうに思うわけです。そうするとえさ代もかからない と。今飼っている犬が、里親が見つかったら、その里親からえさ代をもらうって、そんな ばかなことありえないですよ、正直言って。誰も3カ月も5カ月もこの犬に餌やっていた から、里親待っていくのだったら、金だしなさいなんていったって、それは誰も持ってい かないですよ。だから、そういうことも踏まえて、もう少し、町としても、町の条例に基 づいてということも、いろいろ、確かにそれは逃げ口実としてたくさん理由が出てきます。 だからといって、我々もその、犬、野犬掃討で、有害駆除でやる場合があるわけですから、 本人にそこに犬を返してやって、その檻から出たものについては、町の野犬のあれでもっ て、有害駆除でもって、殺傷されますよということを通告しておくほうが、一番ベターで はないかと思うのですけれども、いかがですか。

- ○議長(鈴木裕美君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) 詳細につきましては、担当課長のほうから、後ほどお答えをいた しますけれども、ご理解をいただきたいのは、その、現在は、動物愛護法というのが、非

常に大きい、重きをもっておりまして、捕獲した犬であっても、安易に殺処分ということではなくて、できるだけその犬も引き取り手を捜すということのほうが優先されているという実状もご理解いただきたいと思います。それから野犬とのいぬにつきましては、元々処分の仕方、取り扱いの仕方が違っておりまして、そこら辺につきましても、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(鈴木裕美君) 住民課長·妹尾君。
- ○住民課長(妹尾昌之君) 町の条例に基づいて捕獲しております、通常の野犬につきましては、先ほど申し上げましたが、本年度に入ってそういう国からの通知含めて、それに基づいた形で、現在、期間がすぎたもの、期間といいますか、里親等が現われなかったものにつきましては、順次、従来どおり、殺処分をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(鈴木裕美君) 6番・後藤君。
- ○6番(後藤 勲君) どうも奥歯に物の挟まったような話しか聞こえてこないのですけ れどもね、ことしの4月から先日までか、猟友会として、犬の、のいぬの殺傷したのが19 頭いるわけですよ。その中には、あそこの犬が入っているかどうかは私は知りませんけれ ども。なかなか、その、犬を区別するということは、当然難しい話ですけれども、これは 3回目で最後の質問になるからあれなのですけれども、先ほど言ったように、犬に鑑札を つけいているから、それで見分けつけるっていうけれども、犬の側にいけないのです、正 直なところ。鑑札を見にこんな近くにいって、どこの何番だってわかるわけがないという ことを言うのです、私は。そのために写真を撮っておくことによって、一発、ああここの 犬でないかということがある程度わかるだろうと、いうことなのです。だから、犬の捕獲 する人に対しても、私の場合は、一応、役場で注射を打っているから、どの犬って、大体 のことがわかるのではないかと。だから調べてくれっていっても、その返答が何もないと。 だから結果的にはわからないという状態なのです。だから、そういうことを含めて、あの 小さい鑑札でもって、犬がわかるなんていうこと、ちょっと考えられないですよ。うちの 中で飼っている小さい犬は、悪いことしないっていえば、人にかじらないからまだいいと しても、やはり外にいる犬は、いつ鎖が放れて、出てくるかわからないわけですから、そ の辺のところ踏まえて、もう少し、写真が例えば1枚撮ったからって、金額的にたいした 問題ではないわけですから、どこにいるかどこにいるかって散々探して、みんなが苦労し ていることを考えると、そんなのは簡単な話ではないかと思うのですけれども、もう少し 前向きな姿勢で考えていただければと思います。

以上です。

- ○議長(鈴木裕美君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをしたいと思います。

私、先ほど野犬とのいぬにつきましては、法的に対応する手段が違うということを申し上げまして、のいぬつきましては、これは定義上、どう言えばいいのですか、野犬が元々

飼い犬が飼い犬の状態でなくなったのが野犬ということで、その野犬同士の交配によって 生産されたのがのいぬという定義をしております。のいぬにつきましては有害鳥獣の対象 になりまして、その危険性がある場合に駆除できるという具合いに法律でなっておりまし て、では野犬とのいぬをどのように判別するのかというのは、委員がおっしゃるように多 分できないと思います。結果として、有害鳥獣の駆除としてやるのがのいぬという形にな っております。ただ、いずれにいたしましても、元々は飼い犬でございまして、犬を飼う という人のモラルというのが、本来的には問われる問題だと思いますし、現在の法律もそ のことを一番大事に考えられて、対応策についても講じられているということでございま すので、ご理解を賜りたいと思います。

いずれにいたしまして、先ほども申し上げましたが、住民の安全をどうやって確保する かという観点の中で、今後とも対応してまいりたいと、そのように考えておりますので、 ご理解をいただきたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) 以上で、6番・後藤君の一般質問を終わります。 続いて、5番・菊地君。

(何か言う声あり)

○5番(菊地誠道君)(登壇) 通告済みであります1件についてご質問いたします。 「統廃合後の教育施設等の利活用について」お聞きをいたします。

最近の地方自治体における財政状況は「地方交付税等の削減」により、非常に厳 しい現状におかれております。

更には、基幹産業でもある酪農においても、生産資材、中でも配合飼料や原油の価格高騰が続き、まさに経営の危機に立たされているところであります。このことについては、先日のテレビ・新聞等で報道されたところであり、皆さんも記憶に新しいと思います。

そのような状況下にあって、ここ数年は毎年10戸前後の離農が続いており、農家 人口の減にともなっての児童生徒の減少、或いは少子化等により、各地域での小中 学校の統廃合がなされたところでありますが、その後の現況について伺います。

- 一点目は、それらの校舎、体育館、教員住宅、隣接する保育所等の施設について、 地域との係わり合いの中で、どのように利用されているのか。また、今後は、どの ような活用、予定をされているのか伺います。
- 二点目、そういった状況の中で、校舎、保育所等の施設が、いうなれば公に利用されなくなった現状では、もちろん地域との話し合いのもとで、交通規制の解除も含めて検討すべきと思いますが、考えを伺いたいと思います。

以上です。

- ○議長(鈴木裕美君) 町長・池田君。
- 〇町長(池田裕二君)(登壇) 5番・菊地議員の「統廃合後の教育施設等の利活用について」の質問にお答えをいたします。

はじめに、小中学校並びに保育所の統廃合の状況についてお答えいたしますが、小中学校では過去10年間に上茶安別小中学校、中虹別小学校、上御卒別小中学校、弥栄小学校の4校が閉校をしており、保育所については上茶安別、中御卒別、弥栄、中虹別、上虹別の5園が廃所若しくは休所となっております。

利用状況につきましては、中御卒別保育所、上茶安別保育所跡を地域要望に基づき 地域に譲渡し、中虹別小学校は地域の了解のもと貸し出しを行い、それぞれ地域の活 性化策として活用されており、また、弥栄小学校体育館につきましては、従前の学校 開放と同様に利用していただいております。

また、教員住宅につきましても上茶安別で2戸、中虹別で1戸、上御卒別で1戸を地域の求めに応じ貸し出しをしており、中虹別において更に1戸が協議中であります。

今後の予定とのお尋ねでありますが、第一義的には、地域が求める振興策に供すること としており、地域内の議論に期待するものであります。

また、今後の展開の中で新たな利活用方法が発生した場合は、地域と協議しつつ有効活用することも考えてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

二点目の、「交通規制の解除」についてですが、交通規制の設定当時は、学校・保育所等の通学、通所など児童・園児を交通事故等から守るため、安全安心の地域づくりを目指した要望をもとに、警察及び公安委員会に設置要望して、規制されたものと考えております。

廃校等により公に施設利用がされない地域周辺の交通規制等につきましては、今後、地域との協議を踏まえて、規制解除の検討を行ってまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長(鈴木裕美君) この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

5番・菊地君。

○5番(菊地誠道君) ただいまのご答弁の中で、過去10年間で、4校が廃校になったと。 先日、教育委員会から、いただいた資料の中に、私も知らなかったのですが、39年から19 年まで、実に25校が統廃合されている。こんな現状、ちょっと私も勉強不足で、これほど あったのかなと、今さらながらに驚いておりますけれども、その後の校舎施設等について の利用方法、ただいま町長のほうからご答弁あったように、それぞれの地区で何らかの形 で、利用されているというようなことでございますけれども、そのほかに教員住宅、中虹 においては、4年ほど経っておりますし、それから弥栄はまだ新しいところでございます けれども、まだまだ、建物としてはまだ新しくて、かなり利用度が高い住宅があるように 見受けられます。そんな中で、何かの形で利用したいという申込みがあれば、当然、町で 受けるのでしょうけれども、その前に、例えば、よく建物の状況を調べて、例えば、広報 誌に、こういう形で、教員住宅空いていますよと、校舎を使えますよとか、そういったこ とで積極的に広報に載せるとか、或いはネットで、どこかで、例えば使ってくださいとか、、 そういう形で積極的にPRして、有効に活用してはどうかなと。そんなことも考えられま すけれども、いずれにしても、建物というのは使わないと、何年も経たないうちに、形は 立派そうに見えますけれども、中身は湿気等でぼろぼろになるはずなのですよ。ですから 積極的にどんどんこういうものがありますから使ってくださいと。そういう情報提供はや はりすべきでないかと。そんなふうに思います。

それと、規制解除ですけれども、私も標茶広いですから、全部は把握していません。地元といいますか、私が通る範囲で、お話させていただきますけれども、中虹小学校、これは、平成15年に廃校になっておりますけれども、これは道道で、直線道路、これはたいした、通常は交通量は少ないですけれども、夏は観光道路として、多少交通量が増えると。そんな状況で、今までの通学路としての横断歩道であるとか、通学路の看板であるとか、いろんな形でそのまま残っています。ただ、確かにこの地区は雪の多い地区ですから、通学路の看板等は、雪の影響でしょうか、多少斜めになって、そのまま放置されておりますから、できれば、支障のないものは新たに作るとお金がかかりますから、大変な時代ですけれども、撤去するのはそれほど経費がかからないので、できるだけ早めに、改善していただきたいと。そのように思います。

それと、もう一つは、結構、標茶から虹別、中標津に仕事で通勤する方がかなりおられます。その逆も確かにありますけれども、その方々の話も聞いても、これだけ幅の広い道路で、弥栄は、ここは多少緩やかなカーブで、50キロメートル制限で、追い越し禁止規制がございますけれども、これらについても、そののままの規制で、おそらく、1年しか経っていませんけれども、このままほおっておいたら、ほかの地区のように、何年も、放置されるだろうと。そういう感じもしますので、町長の先ほどのご答弁では、できるだけ早めに対処したいという話ですけれども、できるだけ速やかに、対処していただけますようにお願いしたいと思いますので、もう一度、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君) 教育財産の部分につきましては、住宅等の確保の考え方につきましては、教育委員会のほうで、単純に空いているから貸し出せるというものではないということはご理解をいただけると思いますし、現実問題として、地域要望があって、可能性があるものについては、対応しているつもりでございますので、そこら辺の情報等について、もっともっと積極的にPRすべきではないのかというご提案でございますので、例えば、学校のあと、利用等々については、可能性については、ちょっと検討をさせていただきたいと思います。

それから、交通規制の関係につきましては、地域の要望等があれば、私どもも警察及び 公安委員会について、つなげてまいりたいと、そのように考えておりますけれども、現時 点において、今、具体的に今、お尋ねのありました中虹別と、弥栄の件につきまして、担 当のほうから、お答えをします。

- ○議長(鈴木裕美君) 総務課長・玉手君。
- ○総務課長(玉手美男君) 規制解除の関係でございますが、現実に弥栄、それから中虹

につきましては現状を把握しております。現実に地域と直接お話をする機会がまだ作っておりませんので、お話をさせていただきながら、なおかつ、公安、それから警察当局のほうに例年新設の部分の要望も実はしておりますので、その規制緩和の解除についても併せて、今後要望をしていきたいというふうに思いますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) 以上で、5番・菊地君の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩午後1時37分再開午後2時30分

◎議案第49号

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(何か言う声あり)

○議長(鈴木裕美君) 日程第8。議案第49号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

(何か言う声あり)

〇総務課長(玉手美男君)(登壇) 議案第49号の提案の趣旨並びに内容について、ご説明 をいたします。

本案につきましては、本年8月8日、人事院勧告がだされたのに伴い、勧告に従い一般職の給与等の改正を行うと共に、育児休業法改正に伴い育児短時間勤務職員等の給与について提案するものであります。

また、本町、独自に5.3%の給与削減を実施しているところでございますが、国家公務 員給与削減等によりラスパイレス指数が上昇していることを考慮して、総体的給与削減率 5.3%を維持したまま、削減方法の変更を併せて提案するものであります。

以下、内容について、ご説明をさせていただきたいと思います。

議案第49号 一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定を別紙のとおり制定する。というものであります。

次ページでございます。

- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年標茶町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等の給料)

第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定により短時間勤務をする職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、その者が当該短時間勤務をしないとした場合に受けるべき給料月額に、標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成8年標茶町条例第2号)第2条第2項の規定により、定められたその者の勤務時間を標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成8年標茶町規則第13号)第2条に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。というものであります。

本年、5月16日に地方公務員の育児休業に関する法律が改正され、制度が見直されました。後ほど提案の育児休業条例にも関連いたしますが、子の小学校就学前まで職員の短時間勤務化を制度化して、勤務時間数に応じた給料を算出するというものでございます。

また、勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第2項は提案中の改正条例となっておりますことを申し添えます。

次に、第7条第3項中「6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合はそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がない場合はそのうち)」を「6,500円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち)」に改める。というもので、人事院勧告に従い、子にかかる扶養手当を一人につき500円引き上げるというものでございます。

次に、第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、育児休業法に規定する育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の 勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務 時間との合計が8時間を超えない範囲で規則で定める時間に達するまでの問の勤務にあっ ては、第14条に規定する勤務1時間当りの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌 日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

第16条第3項中「給料」の次に「(育児短時間勤務職員等については給料額を算出率で除して得た額。)」を加え、同条第4項中「給料の月額」の次に「(育児短時間勤務職員等については給料額を算出率で除して得た額。)」を加え、同条第5項中「規則」を「育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して規則」に改める。

第17条第2項中「100分の72.5」を「100分の75.0」に改め、同条第3項中「給料」の次に「(育児短時間勤務職員等については給料額を算出率で除して得た額。)」を加える。

次ページにまいります。

別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表、人事院勧告に従いまして給料表を改正するものであります。 行政職給料表は、6ページまででございます。各級の改定率を申し上げます。

1級は0%から1.2%引き上げられております。2級は0%から1.1%引き上げられております。平均でございます。3級は0.0%から0.8%引き上げられております。

4級から6級については、改定率は0%であります。

行政職給料表全体的では平均0.35%で、若年層に限定した引き上げとなっております。 次に、7ページでございます。

医療職給料表でありますが、別表第2、口、医療職給料表(2)及びハ 医療職給料表(3)を次のように改める。ロ 医療職給料表(2)が9ページまででございまして、改定率は行政職の改定率と同じ趣旨で改定されておりまして、若年層を中心とした平均0.3%の引き上げとなっております。

次に、医療職給料表(3)でありますが、10ページから13ページにあります。

ア、医療職給料表(3)、(3)の会定率につきましては、同趣旨でございまして、同じく平均0.3%引き上げられております。

附則といたしまして、

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第4条の2、第11条第1項、第16条第3項、第4項、第5項及び第17条第3項の改正規定は平成20年1月1日から施行する。

(勤勉手当の経過措置)

2 平成19年度の勤勉手当の支給に限り、第17条第2項中「100分の75.0」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の72.5、12月に支給する場合においては100分の77.5」に読み替えるものとする。

(給与の内払)

3 改正前の条例に基づいて切替期間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による内払いとみなす。

(給料月額に関する特例措置)

4 給料月額は、平成20年度から当分の間、第3条及び第4条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に行政職給料表、医療職給料表(2)及び(3)に3級は100分の99を、4級及び5級は100分の98を、6級は100分の97.5を乗じて得た額(以下「減額後の給料月額」という。)とする。ただし、手当の額(第16条第3項に定める期末手当基礎額及び第17条第3項に定める勤勉手当基礎額は、第3条の規定にかかわらず、減額後の給料月額を基準とする。)及び第14条に規定する勤務時間1時間当りの給与額の算出の基搾となる給料月額は、第3条及び第4条の規定により定められる額とする。というもので、第4項につきましては、冒頭でも申し上げましたが、町独自の給与削減について、本町のラスパイレス指数が国の給与削減等によりまして前年値1.8ポイントアップしたことを受けまして、平成20年4月から当分の間、3級を1%、4級、5級を2%、6級を2.5%、職員の給料月額をそれぞれ削減しようとするものであります。

なお、削減分につきましては、凍結しておりました期末手当の役職加算分、3級の5% の5ち、3.7%、4級、5級の10%の5ち7.4%、6級の15%の5ち、9.4%を解除して、5.38%の独自の給与削減の全体を変更しないで、引き続き実施するものでございます。

以上で、議案第49号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号は原案可決されました。

◎議案第50号

○議長(鈴木裕美君) 日程第9。議案第50号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

住民課長·妹尾君。

〇住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 議案第50号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴う一般職の給与改定に準じまして、へき地保育所職員の給与についても所要の改定をするものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第50号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。 次ページをお開き下願います。

へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

へき地保育所職員の給与に関する条例(昭和44年標茶町条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表の号俸、給料月額の読み上げは省略させていただきますが、別表の給料月額のうち

1号俸から80号までは0.08%から1.24%の引き上げで、81号から193号までは据え置きとなっております。

20ページをお開きください。

附則。

(施行期日)

1 この条例は、交付の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による内払いとみなす。

以上で、議案第50号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第50号は原案可決されました。

◎議案第51号

○議長(鈴木裕美君) 日程第10。議案第51号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

総務課長·玉手君。

〇総務課長(玉手美男君)(登壇) 議案第51号の提案の趣旨並びに内容について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、先ほどの議案第49号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を 改正でもご説明させていただきましたが、本年5月16日に地方公務員の育児休業に関する 法律が改正され、地方公務員の育児休業に関する制度が見直されたこと伴い、条例改正す るものであります。 内容につきましては、職員が職務を完全に離れることなく、子どもの小学校就学前まで の期間、常勤職員のまま、短時間勤務を認めるという制度でございます。

また、条例の全般的な見直しに伴い、一部字句の改正についても提案をさせていただい ておりますので、ご審議賜りたいと思います。

以下、内容についてのご説明をさせていただきます。

議案第51号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。というものでございます。

次ページでございます。

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の育児休業等に関する条例(平成4年標茶町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項」を「、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項」に改める。

第2条第6号中「、育児休業」を「、職員が育児休業」に「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第3条第1号中「又は出産したことにより、当該育児休業」を「若しくは出産したことにより当該育児休業」に改め、「該当したことにより」の次に「当該育児休業の承認が」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

第5条第1号中「育児休業に係る」を「職員が育児休業により養育している」に、「職員」を「当該職員」に改める。

第11条を第21条とする。

第10条に見出しとして「(部分休業の承認の取消事由)」を付し、同条中「第5条」を「第13条」に改め、同条を第20条とする。

第9条に見出しとして「(部分休業をしている職員の絵与の取扱い)」を付し、同条 を第19条とする。

第8条の見出しを「(部分休業の承認)」に改め、同条中「終り」を「終わり」に改め、「、1日を通じて2時間(労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の1項を加え同条を第18条とする。

2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第7条 各号列記以外の部分中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第3号中「部分休業を」を「職員が部分休業により養育」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同条同号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同条を第17条とする。

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

第6条を削り、第5条の2の見出し中「任期付採用職員の」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改め、同条を第6条とする。

第5条の3の見出し中「期末手当等」を「育児休業をしている職員の期末手当等」 に改め、同条を第7条とし・同条の次に次の9条を加える。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との 均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算 率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した 日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのい ずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (4) 標茶町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き 続いて勤務している職員
 - (5) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。

以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その 他の法律により育児休業をしている職員

(6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、 当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこ と。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第13条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休薬等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。
- (6)配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成8年標茶町条例第2号)第4条第1項の規定

の適用を受ける職員は、次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、 当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤 務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第12条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定める育児短時間 勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌 日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第13条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第14条 育児休業法第17条の条例で定めるやむをえない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。) を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第15条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は 当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなけれ ばならない。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第16条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の標茶町職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第8条の規定は、育児休業をした職員が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第44号)の施行の日(平成19年8月1日。以下「改正法の施行日」という。)以後に職務に復帰した易合における号俸の調整について適用し、育児休業をした職員が改正法の施行日前に職務に復帰した場合における号俸の調整については、なお従前の例による。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の際現に育児休業をしている職員が改正法の施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第8条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下(当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1)」とする。というものでございます。

以上で、議案第51号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

- 〇11番(深見 迪君) もう少し詳しく説明をいただきたいのですが、25ページの第 9 条、 育児短時間勤務がすることができない職員の、できない職員に (1) 非常勤職員、(2) 臨時的に採用される職員とあります。なぜ、できないのでしょうか。これ、もうちょっと詳しく説明していただきたいのですすが。
- ○議長(鈴木裕美君) 総務課長·玉手君。
- ○総務課長(玉手美男君) あくまでも今回の法律につきましては、休業法によって育児 休業法によって、従前の3歳までの休業が適用されておりました。それを小学校上がるま での期間に延長するということでございます。

その3歳までの育児休業期間を行使することもいいですし、職員そのものの養育する期間の延長するということの法律改正でございますから、それ、一般職の職員に限っての制定というふうになっておりますので、臨時、非常勤等の改正については、採用については行わないという内容でございます。

あくまでも、常勤職員の職務を、身分を背負ったままで、6歳、小学校に上がるまでの間の期間を子育てのために延長するという内容でございますので、そういうふうな形になっております。

- ○議長(鈴木裕美君) 11番・深見君。
- ○11番(深見 迪君) それはまあ、そういう説明を聞かなくてもわかるですけれどもね、 その、ここで言う、つまり正職員はこういう労働条件が改善されるけれども、非常勤職員

や臨時的に採用される職員については、これは当てはまらない、つまりこういうことは出来ないということですね。労働条件は改善されないということなのですね。その、僕はされるべきだと思うのですけれども、それで、町としてはどういう考え、そういうことに対して、その、なぜこうなのかというのは、法律的にはわかりますけれども、町の考えとしてはどうなのでしょうね、その辺は。

- ○議長(鈴木裕美君) 総務課長・玉手君。
- ○総務課長(玉手美男君) 先ほどとちょっと重複いたしますが、従前の考え方も変わっていないのですが、育児休業そのものが非常勤若しくは退職後の期間延長職員までをここではできないというふうにうたっております。それで、あくまでも母性保護と子育ての少子高齢化の対応を考えた場合の措置というふうに我々は考えておりますので、それについて拡大をするというところには、まだ至っていないと。議員おっしゃるとおり、何で全体に拡大しないのかというのは、そこまでの状況に、まだ至っていないということで、町については、総務省の通達の内容の状態で進めていくというふうにしております。
- ○議長(鈴木裕美君) 11番・深見君。
- ○11番(深見 迪君) つまりさ、母性保護とか、そういった問題は、うちらの、うちの役場の職員の非常勤職員や臨時職員には当てはまらないというのかな、必要ないというふうに考えているのか。そうではないけれども、だからその辺のね、気持ちというか、姿勢を聞きたいのさ。そうではないけれども、法律上ね、こうなのでやむを得なくこういう措置をしているのだということなのかね、今の説明だとね、そのままストレートに聞くとね、非常勤職員や臨時職員の母性保護は、一体、したら、どうなるのかなというような気がするのですよね。どうですか。
- ○議長(鈴木裕美君) 副町長・及川君。
- ○副町長(及川直彦君) ご説明をしたいと思いますけれども、

現状でいうと、二面性があると思います。一面については総務課長のほうから答弁しておりまして、国家公務員の制度と地方公務員の制度がどうあるべきかというのは、従来から、これは地方自治ですから、基本的には自治体で、条例で決定すればいいことなのですが、基本的のは、この育児休業等に関する部分については、経過があって今日の形に推移してきているということで、最終型ではないなと。途中経過であるということと、それからそういう国の、国家公務員のあり方、地方公務員のあり方については大きく変わらないほうがいいというのが、今日までの概念でありますから、そういうことを一つ考慮しなければならない。

もう一点は、特に1号から3号といいますか、1号、2号の関係でありますけれども、 母性保護という観点から、一般職の職員については、基本的には、いったん勤めると、そ う簡単に止めるといいますか、自己都合で止めるということは可能でありますけれども、 その後、再就職というのはできない、基本的には難しい状況になります。しかし、非常勤 職員とか、臨時職員、標茶町の非常勤職員、臨時職員がそうであるかどうかというは別に して、一般的な、法令上の臨時職員、非常勤職員というのは、逆にその方々について言えば、それぞれの家庭の事情について、その職のあり方については、選択が可能であるといいますか、一般職からすると、逆に言うと、その将来的な労働の継続について言うと、まだ拘束的でないと。選択が可能であると。母性保護する上で、どういう労働の仕方をするかということについては、選択のしやすい状況にあるということが、たまたま法の概念ではないかということで、二点目の、二面性の、二点目の部分として推測されるわけでありまして、特に町として否定するというものでありません。

前段申し上げましたように、このご案内のように、いわゆる母性保護の部分についてい えば、経年に伴って制度が充実する経過含めてありますので、私どもとすれば、そこのと ころを、更に期待するという立場だというふうに、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。 これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、議案第51号は原案可決されました。

◎議案第52号

○議長(鈴木裕美君) 日程第11。議案第52号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長(玉手美男君)(登壇) 議案第52号の提案の趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、先ほどの議案第49号、第51号との関連でございますが、育児休業 法の改正に伴う勤務時間条例の改正をするものでございます。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第52号 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり

制定する。というものでございます。

次ページでございます。

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成8年標茶町条例第2号)の一部を 次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「前各号」に改め同項を第4項とし第1項の次に次の2項を加える。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員 (以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休 憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権 者が定める。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間 勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を 設けるものとし、任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日か ら金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

第4条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、任期付短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

第12条中「1年度につき20日」の次に「(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日

数)」を加える。

附則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

以上、議案第52号の提案趣旨及び内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号は原案可決されました。

◎議案第53号

○議長(鈴木裕美君) 日程第12。議案第53号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・中居君。

○税務課長(中居 茂君)(登壇) 議案第53号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が本年10月31日に公布されたことに伴い、地方税法及び同法施行令が改正され、国保税の徴収方法として年金から天引きする特別徴収の方式が導入されたものであります。平成20年4月1日から実施するためは、スケージュール的に明年1月から作業が始まることになり、今定例会で国保税条例を改正する必要が生じたことから提案するものであります。

なお、本案につきましては、11月26日開催の国民健康保険運営協議会において、原案により答申をいただきましたことをご報告申し上げます。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

以下、内容についてでありますが、始めに改正文を読み上げ、その後、議案説明資料により、ご説明いたします。

標茶町国民健廉保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例(平成11年標茶町条例第33号)の一部を次のように改正する。 第3条第1項中「第11条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第16条を第24条とし、第15条の3を第23条の3とし、第15条の2を第23条の2と し、第15条を第23条とし、第14条を第22条とし、第13条を第21条とする。

第12条第1項中「第15条」を「第23条」とし、同条を第20条とする。

第11条第1項中「到来する納期において」の次に「普通徴収の方法によって」を加え、 同条を第19条とする。

第10条の次に次の7条を加える。

(特別徴収)

第12条 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付(地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主(災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。)である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの聞に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(特別徴収義務者の指定等)

第13条 前条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者(以下「年金保険者」という。) とする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第14条 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第15条 年金保険者が町長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合に おいては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わ ない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に 係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした町長に通知しなければ ならない。

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第16条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の37第1項に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月 1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが 適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払 に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める額を、 特別徴収の方法によって徴収できることができる。

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第17条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

- (1) 第12条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間
- (2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの聞に特別徴収 対象被保険者となった者、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間
- (3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者、当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間

(普通徴収税額への繰入)

第18条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第10条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険 税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合(徴 収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象被保険者の 未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

第10条第1項中「第13条第1項」を「第21条第1項」とし、同条を第11条とする。 第8条の2を削る。

第9条第1項中「国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。」を「普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(徴収の方法)

第9条 国民健康保険税は、第12条、第16条及び第17条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

附則第2項、第3項及び第4項中「第13条第1項」を「第21条第1項」に改める。

附則第7項、第9項、第12項及び第14項中「第13条」を「第21条第1項」に、「第13条 第1項」を「第21条第1項」に改める。

附則第15項及び第16項中「第13条第1項」を「第21条第1項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の標茶町国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第17条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

(経過措置)

4 平成19年10月1日において、平成19年度分の国民健康保険税の納税義務者が健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第16条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新地方税法」という。)第706条第2項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主(平成20年4月1日までの間において、年齢65歳に達するものを含み、災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成19年政令第324号。以下「国民健康保険法施行令等改正令」という。)附則第3条第1項各号に規定する世帯主を除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。)について、平成20年4月1日から同年9月30日までの間において新地方税法第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付(次項において「特別徴収対象年金給付」という。)が支払われる場合においては、

それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

5 前項の支払回数割保険税額の見込額は、当該特別徴収対象被保険者に対して課する 平成19年度分の国民健康保険税額に相当する額として国民健康保険法施行令等改正令附則 第3条第2項の規定により算定した額を当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収対象年 金給付の平成20年度における支払の回数で除して得た額とする。

次に、議案説明資料の18ページをお開きください。

改正項目1番ですけれども、見出しは国民健康保険の被保険者に係る所得割額で関係条項は条例第3条第1項であります。改正内容は引用する条項の移動による条文中の規定の整理であります。施行は平成20年4月1日、適用は平成20年度以後の年度分からとなっております。

なお、この後の施行適用につきましては、これと異なる場合のみ説明いたします。

改正項目2番の徴収の方法であります。条例第9条でありますが、国保税の徴収の方法 としてして年金から天引きをする特別徴収の規定を加えたものであります。また、条の移 動が行われております。

改正項目3番、納期でありますが、関係条項は条例第10条第1項であります。現行の9回の納期は、特別徴収の規定が加わったことから、普通徴収の納期に限定したものであります。併せて、条例第9条から第10条への移動が行われております。

改正項目4番、納税義務の発生、消滅等に伴う賦課であります。条例第11条第1項でありますが、引用する条項の移動による条文中の規定の整理で、条の移動も行われております。

改正項目5番は特別徴収で、条例第12条第1項、第2項でありますが、条の追加であります。その年の4月1日に老齢年金を受給をしている65歳以上の国保加入者である世帯主からは、原則として国保税を年金からの特別徴収とすることを規定しております。また、4月2日から8月1日までの間に年金を受給するようになったり、いわゆる特別徴収対象者なった方からも、特別徴収ができるものとしております。なお、特別徴収対象とならない方の規定は、地方税法施行令や総務省令で別に定めております。

改正項目6番、特別徴収義務者の指定等でありますが、関係条項は第13条で、条の追加であります。各種年金を支給している年金保険者を、国保税を年金から特別徴収しなければならない義務者と規定しております。

改正項目7番の特別徴収税額の納入の義務等であります。条例第14条の条の追加でありますが、年金保険者が年金から徴収した国保税は、徴収した翌月の10日までに納入いなければならないことを規定しております。

改正項目8番、年金保険者資格喪失等の場合の通知等で、関係条項は条例第15条、条の

追加であります。特別徴収対象被保険者が国保の資格を喪失した場合の年金保険者の事務 事務上の義務を規定しております。

改正項目9番、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収でありますが、条例第16条の第1項、第2項で、条の追加であります。ご承知のとおり、国保税は前年の所得が確定してから税額が決まり、7月に納税通知書が発布され、現行では3月までの9回で納めていただいておりますが、年金の支給は通常年6回でありますので、税額が確定してから天引きするのでは1回あたりの負担が大きくなりすぎることになります。

したがって、既に前年10月から3月までに特別徴収だった方々は、その年の4月1日から9月30日までの間に支払われる年金から仮の税額で特別徴収することになっております。また、仮徴収する税額は政令で定めることになっており、前年度の国保税額で算定することになっておりますが、特別な事情がある場合は、町長が定める額で仮徴収できることも規定しております。

改正項目10番、新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収で、条例第17条、 条の追加であります。新たに年金から国保税を徴収する対象となった者の仮徴収の開始時期についての規定でありますが、それぞれ開始時期は資料に記載のとおりでありますので、 ご了承いただきたいと思います。適用については、平成21年度以後の年度分からということになります。

改正項目11番、普通徴収税額への繰入でありますが、関係条項は条例は第18条第1項、第2項で、条の追加であります。特別徴収ができなくなった場合の普通徴収の切替の規定であります。切替後は残りの納期に従い、普通徴収することになりますが、既に全ての納期が過ぎている場合は、一括徴収ということになります。また、年金からの特別徴収が徴収すべき額を超えて徴収した場合で、かつ、その者に未納の徴収金があるときは、過誤納の税額を未納分に充当することを規定しております。

改正項目12番、徴収の特例で、条例第19条第1項であります。改正内容は国保税額の算定に用いる総所得金額が確定していないときに、従前からあった前年度の税額で仮徴収できる特例を普通徴収の場合に限定したものであります。条の移動も行われております。

改正項目13番、徴収の特例に係る税額の修正の申出等で、条例第20条第1項であります。 引用する条項の移動による条文中の規定の整理で、併せて条の移動が行われております。

改正項目14番、国民健康保険税の減額ほか一括ということで、条例第21条から第24条まで一括して記載しております。条の移動ということで、特別徴収に関する条項が追加となり挿入されたことから条の繰り下げが行われております。

改正項目15番、制定附則の改正でありますが、条例附則第2項から第16項まで一括して 記載しております。改正内容は全て同じ条の移動による条文の規定の整理であります。

改正項目16番は、改正附則で、条例附則第4項、第5項の経過措置であります。平成19年10月1日に年金を受給する65歳以上の国保の世帯主及び平成20年4月1日までに65歳に達する方も含めて、平成20年4月1日から9月30日までの間に支給される年金から国保税

を仮徴収できるものとし、このときの仮徴収の税額は、平成19年度分の国保税相当額を年金支給回数で除した額とする。と規定したものであります。施行については、平成20年4月1日、適用については公布の日からということであります。

以上で、議案第53号の内容説明とさせていただきます。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

5番・菊地君。

○5番(菊地誠道君) 大変、言葉難しくて、この説明資料では大体理解できるのですけれども、この特別徴収について、お聞きしますけれども、要するに、年金から天引きをするということですよね。

(何か言う声あり)

- ○5番(菊地誠道君) 今、滞納問題が、いろんな税金の滞納問題が出ていますから、いろんな形で徴収する方法があってもいいのかなと思うけれども、65歳以上のお年寄りから強制的に天引きにするような形に、これはこれとしていいのですが、ほかの税金のことをいろいろ考えたら、かなり、国保税に限らず、いろんな滞納が今問題になったいますよね。 片方で、払わなくていいということはないのですが、そういった形でかなりの額が、いろんな税金が滞納されていると。ここの年寄りにきて、いろんな方法で天引きされると。これちょっと、どう考えてもですね、ここだけ不公平なような感じがしてならないのですが、その辺はどうお考えでしょう。
- ○議長(鈴木裕美君) 税務課長・中居君。
- ○税務課長(中居 茂君) 国保税の年金からの天引きということにつきましては、私どもとしては、やはり、確実な収納が見込めるわけですから、歓迎する部分なのですけれども、ただ、年寄りにとっては、不満な部分も、思われる方もいると思うのですけれども、今お話あったように、いずれにしても、国保税については、払っていただかなければならないということが原則でありますので、本人たちに広報等で周知を図りながら、ご理解をしていただきたいという、そういう、私どもそういう努力をしたいというふうに思っています。
- ○議長(鈴木裕美君)5番・菊地君。
- ○5番(菊地誠道君) これがだめだって言っているわけでないのですよ。ただ、今までほら、国保税に限らずさ、いろんな滞納、問題になって、広域的な組織まで作って、その滞納者から。こうお金を徴収するって、いろんな努力して、それでも集まらない。片方でそうあってね、こうして弱いところから強制的に取るというのは、どう考えても、不公平でないかと。私は、そこを言いたかったのですが、その辺、どうでしょう。
- ○議長(鈴木裕美君) 税務課長・中居君。
- ○税務課長(中居 茂君) 実は、全部が全部、必ずしも65歳になったから年金から徴収

するということではなく、これは地方税法施行令等で定めているのですが、いわゆる天引きをできない部分も規定しています。例えば、年金額が18万円に満たない方だとか、それから、その家族に65歳未満の家族がいる場合は天引きの対象にならないと。ですから、65歳以上だけの人間で構成される世帯から、特別徴収すると。それから介護保険料と国保税を合わせた税額が年金の2分の1を超える場合は、特別徴収してはならないということになっております。

それから、本文の中でも、本則の中でも出てきていますけれども、特別な事情等も規定しておりまして、例えば、滞納が今までなくて、口座振替で確実に今までも徴収されているし、これからも収納が見込めるという場合については、必ずしも特別徴収にもっていかなくてもいいとかという、そういう規定もされておりますので、何が何でも65歳以上は一方的に取るということではないので、そのあたりのご理解をいただきたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

11番·深見君。

○11番(深見 迪君) 菊地さんと、似たような、その、菊地さん、別に反対するわけでないというような言い方されましたけれども、僕は反対なのです。それは、いくつか今質問しますけれども、一つは、これ、どのぐらい世帯数おさえているのか、対象、それが一つです。それから、どうしてもわからないのは、今、65歳以上に限定して、さっき全ての人から取るわけでないと。18万円以下とか、年金の介護とそれとか、2分の1以上に、年金の2分の1以上になった場合徴収しない。年金の額そのものが、せまかったら、こんなの全然意味のないことなのだと思うのですが、私は、一番気になるのは、年金の支給が確定していないわけでしょ、国において。つまり、本当に払った分、払われているのかということでさえ、国で確定もしていないのに、人の懐に手突っ込んで取っていくような、こういう天引きの仕方というのは、正しくないと思うのだけれども、その辺、どういうふうに考えられているのかなと思うのですよ。単に、事務処理上、集めやすいからという理由だけでは、先ほど確実に納められるというようなこと、おっしゃいましたけれども、それだけの理由だったら、厳しい中から集められた人は、どうなのかと、そっちのほうに思いをはせないのかということが一つあるのです。

二つ目は、前に介護保険を天引きしましたよね。そのときは、僕は未だに、その介護保険からの天引きを、介護保険の天引きを、不満がくすぶっていますよね、まだ町民の中に。いますよ。それで、それぞれの家庭には、それぞれの事情があるのですよ。だけれど、これは一律に天引きですよ。僕はすべきでないのではないかなというふうに思うのですよ。もし、もしというか、きちっと納めてもらうにしても、個々人の選択性というのがあるわけでしょ。それぞれ口座から下ろす、じかに払いに行くとかという、ほかはやっているわけですから。これだって個々人の選択に任せたらどうなのかというのがあるのだけれども、そういう方法はとれないのかどうか。

それから、最後なのですけれども、65歳以上の対象者にとっては、私たちは介護保険の

ときに大変、周知徹底や理解の面で、未だにそうでない人たちもいるわけで、1回その轍を踏んでいるわけですよ。なのに、これ65以上の対象者にとっては、すごい大変重要な問題ですよ。家計を直撃する。それで、介護保険のときもそうであったのに、暮らしにとってこんな重要な問題が、住民周知をする前に、ここで決まっちゃうと。ある日、突然、どうしてなのということでしょ。だから、最低でも事前に住民に周知して、理解を得ながら進めるべきだと思うのです。僕は、まさか12月にこれ、かかると思わなかった。ぎりぎりですけれども、来たのもぎりぎりだから、3月でないかなとは思ったのですけれども、その住民周知が、決まったからね、こうして今度からしてくださいというのは、住民の周知や理解の徹底ではないですよ。その努力をしないのかなというふうに思うのです。

以上、四点ぐらいについて。

- ○議長(鈴木裕美君) 税務課長・中居君。
- ○税務課長(中居 茂君) 最初の対象者どのくらいというふうにおさえているかというご質問でございますけれども、一応、先ほどお話したとおり、今回の国保特別徴収の対象者については、65歳以上だけで構成されている世帯ということになりますので、ほとんどが単身世帯か、ないしは夫婦のみの構成になっている世帯だろうというふうにとらえています。平成17年度の国勢調査の数字を申し上げますと、65歳から74歳、後期高齢までの単身世帯が140世帯、それから夫婦だけの世帯で、夫婦共に65歳から74歳の世帯が147、それから擬制世帯になった場合は特別徴収ができないものですから、夫が75歳で、妻が国保というような場合は特別徴収の対象になりません。それで、逆に、夫が75歳未満で、妻が75歳以上の後期高齢にいっている部分というような世帯が5世帯、合わせて292世帯あるのですけれども、大体、対象者というのは、大体そのくらいの300世帯ぐらいになるのかなと。ただ、ここからまた、介護と税額の年金額を2分の1を超える場合はとか、そういった部分で、どの程度、落ちるのか。それについてのちょっとデータがありませんので、最終的な特別徴収の対象の数というのは、ちょっと、予測できないというか、そんなふうに思っているところであります。

あと、何というのですか、年金から取ることにつきましては、選択の余地があってもいいのではないかというご意見でありますけれども、地方税法の改正で国保税法そのものが改正されてしまっていますので、町村の一存で選択するということには、ならないのかなというふうに思います。

それと、もう一点でありますけれども、いわゆる住民周知の部分でございますけれども、これは町村によっては来年の10月1日からの本徴収から始まるところもありまして、私どもも最終的に11月末になってから、4月からの仮徴収からスタートしようということを内部的に決めたということもございまして、その以前に、中の住民周知をするという部分ができなかったということもございますので、ご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(鈴木裕美君) 副町長・及川君。
- ○副町長(及川直彦君) 課長の説明に、ちょっと補足をしたいと思いますけれども、ち

よっと課長のほうからも説明があったのですけれども、こういった案件の取り扱いをどうすべきかという重要な問題であります。実は国民健康保険制度につきましては、ご案内のように一国二制度のような雰囲気があります。実施部分については地方自治体と、基本的なところは国が決めると。ここのところの問題点が、こういう議論の対象になってしまう。私どもで法令に違反をして条例を作るのが可能かどうかという問題であります。これは出来ません、基本的には。それで、ただ、一国二制度ですから、国が法令で定める、それを地方自治体としては条例で再度また手続を踏まなければならない。この踏まなければならない部分についてお願いをせざるを得ないというのが、現実問題であります。ここのところが正しいかどうかは標茶町議会だけの問題ではないと思います。全国津々浦々全てに共通する問題であります。本来は、私らの私的な見解かもしれませんけれども、国会の中で議論すべき問題だというふうに思います。ただ、住民の皆さんの感情等について、皆さんからご意見を拝聴することについては、当然でありましょうから、それは結構だと思うのですが、これが正しいか正しくないかという議論が地方自治体ではちょっとなじまないという、そういう性格を持っておりますので、その辺について原則的なご理解をいただきたいなというふうに思います。

私どもも、機会があればこの国民健康保険制度の問題等については、国等に当然主張してまいっておりますし、こういった議会での意見の部分で当然、これは国に主張しなければならない部分については、我々としてもそのことを反映していきたいなというふうに考えておりますので、是非、ご理解をいただきたいなと思います。

それと、もう一つは、課長のほうから説明がありましたように、本来であれば、もしかすると、全国のいま千かな、千百かな自治体では、3月の議会で提案するところがあるかもしれません。これは3月議決をいただいて直ぐお知らせということ、4月からですから、これはあまりにもひどいということで、取り急ぎ12月の定例会に提案させていただいて、4月までの期間についてPRを行っていきたいという考えで、提案させていただいていますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) 11番・深見君。

○11番(深見 迪君) その辺の仕組みは十分わかって質問しているのですけれども、その、いつも疑問に思うのは、私個人から見てですよ、明らかにひどい内容だと。だけれども自治体としてはやらざるを得ないと、法に基づいて。しかし、ここでは、この場所では、この法律が、どんな法律であるのかという吟味は、双方意見を出し合って確認していく必要があってもいいのではないかという気がするのですよ。それはなぜそういうことを言うかといったら、これに止まらないですよ。もっとどんどん、私はくるような気がするのですよ。特にこの1年間は高齢者に対する、びっくりするような、高齢者に不利な、まるで、その、生きていなくてもいいような感じさえするような悪法がどんどん下りてきているわけですよ。そのことについて、議会の中で、町の理事者の方々と、議論して、この法律の値踏みをする。一体どんな法律なのかということを議論する価値は私はあると思うのです

よ。だって、課長お答えになりましたけれども、対象、定まっていないのでしょう。つまり、どんな、どの程度の所得を持っている方が、これがばつんときたときにどういうふうに困るのかという対象が、まだ定められないまま、これを発効しなければならないということなのですよ。だから、僕は、確かに副町長が言われるように、その理屈はわかります。わかるけれども、一体、町理事者は、これどういうふうに考えているのかと。この年金からの天引きというのを。今この時点だって降ってわいたような、この年金からの天引きというのは、同僚議員が言いましたけれども、何で年寄りばっかりこんな不利なことをやるのだと。不公平でないかと。不公平感というのは、これ、決まっていっても過ぎていくと思うのですよ、どんどん、その増大していくと思うのですよ、そういう意味で、町はそういうことについての、これを決める際の考え方や町民に思いをはせた、そういう考え方がここで出せないのかどうなのか。それは無理だったらいいですけれども、そのことを最後に質問したいなというふうに思います。

- ○議長(鈴木裕美君) 副町長・及川君。
- ○復町長(及川直彦君) 是非ご理解をいただきたいなと思いますけれども、先ほど言いましたようにそのことの良し悪しについては、意見があることについては、私は否定をするものではないと思っています。

ですから、それは結構だと思います。私どもが提案しているときに、間違いだと、だめ だということで提案するわけにいかないという事情がありますことも、是非ご理解いただ きたいと思います。

それで、その上で、先ほども説明しましたように、私どもとしても判断をする時期といいますか、皆さんのご意見を受け止めながら、提案のあり方について、提案が喜んでやったのか、悲しんでやったのかという問題でありますけれども、そこのところを含めて、そこのところを含めて、これからその対処を、法令の決まったことについては、私ども守らなければなりませんから、ではそのあり方についてはどうあるべきかということについては、そういった前段の意見等、議論等を踏まえたうえで我々が意見の提出をせざるを得ない時期が来るのではないかというふうに考えております。

ただ、提案をするのに、何度も申し上げますけれども、提案をするのにこれは間違っていますけれれどもという提案の仕方はできないということだけは、是非、ご理解、そういう苦しみがあることを是非ご理解いただきたいと思います。

(何か言う声あり)

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。 これより、本案を採決いたします。 本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。 本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木裕美君) 起立多数であります。 よって、議案第53号は原案可決されました。

◎延会の宣告

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。 本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 3時58分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために ここに署名する。

標茶町議会議長 鈴 木 裕 美

署名議員 14番 小林 浩

署名議員 15番 平川昌昭

署名議員 1番 田 中 進

平成19年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程(第2号)

平成19年12月12日(水曜日) 午前10時00分 開議

- 第 1 議案第54号 標茶町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第55号 標茶町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
- 第 3 議案第56号 標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条 例の制定について
- 第 4 議案第57号 標茶町公民館条例及び標茶町農村集落環境(構造)改善センタ ー条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第58号 標茶町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
- 第 6 議案第59号 標茶町農業委員会の定数等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
- 第 7 議案第60号 標茶町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 第 8 議案第61号 平成19年度標茶町一般会計補正予算

 - 議案第63号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
 - 議案第64号 平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算
 - 議案第65号 平成19年度標茶町介護保険特別会計補正予算
 - 議案第66号 平成19年度標茶町病院事業特別会計補正予算
 - 議案第67号 平成19年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 追加 議案第61号 平成19年度標茶町一般会計補正予算
 - 議案第62号 平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予 算
 - 議案第63号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
 - 議案第64号 平成19年度標茶町十地区画整理事業特別会計補正予算
 - 議案第65号 平成19年度標茶町介護保険特別会計補正予算
 - 議案第66号 平成19年度標茶町病院事業特別会計補正予算
 - 議案第67号 平成19年度標茶町上水道事業会計補正予算議案第号

(議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号・第66号・

第67号審查特別委員会報告)

追加 意見書案第6号 第二期地方分権にあたり地域格差の解消を求めるに関する 意見書 意見書案第7号 割賦販売法の改正を求める意見書 追加 閉会中継続調査の申し出について(総務委員会) 閉会中継続調査の申し出について(厚生文教委員会) 閉会中継続調査の申し出について(産業建設委員会) 閉会中継続調査の申し出について(議会運営委員会)

○出席議員(15名)

1番 田中 進 君(午後1時から午後2時36分退席) 2番 黒 俊 幸 君 沼 君 3番 越善 徹 君 4番 伊 藤 淳 地 誠 道 勲 5番 菊 君 6番 後 藤 君 博 小野寺 典 男 君 7番 林 君 8番 柄 君 君 9番 末 薫 10番 舘 賢 治 田 見 文 君 11番 深 迪 君 12番 田 中 敏 13番 Ш 村 多美男 14番 小 林 浩 君 君 16番 鈴木裕美 君

○欠席議員(1名)

15番 平川昌昭君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長 池 田 裕 君 副 町 及 Ш 直彦 君 長 豊 企画財政課長 森 Щ 君 税務課長 居 茂 君 中 管理課長 今 明 君 敏 住民課長 妹 尾 昌 之 君 牛 崎 農林課長 康 人 君 商工観光課長 啓 君 佐 藤 育成牧場長 武 之 表 君 水道課長 登 君 Ш 建設課長 井 上 栄 君 病院事務長 蛭 田 和 雄 君 やすらぎ園長 臼 井 好 和 君 平 教 育 長 吉 原 君 教委管理課長 島 田 哲 男 君 社会教育課長 藤 尚 克 己 君

平成19年標茶町議会第4回定例会会議録

農委事務局長 牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 佐藤吉彦君

議事係長 中島吾朗君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(鈴木裕美君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員15名、欠席1名であります。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の追加

○議長(鈴木裕美君) 本定例会開会当初に指名いたしました会議録署名議員の15番・平川君が欠席いたしましたので2番・黒沼君を指名いたします。

◎議案第54号

○議長(鈴木裕美君) 日程第1。議案第54号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

〇住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 議案第54号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、後期高齢者医療制度が平成20年4月1日から施行されることに伴い、高齢者の 医療に関する法律第49条の規定により、市町村は後期高齢者医療に関する特別会計の設置 が義務付けされていることから、標茶町特別会計条例の一部を改正する条例を提案するも のであります。

以下、内容について説明いたします。

標茶町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにいきます。

標茶町特別会計条例の一部を改正する条例

標茶町特別会計条例(昭和39年標茶町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1項の次に次の1項を加える。

(6) 標茶町後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療事業

附則。

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上で、議案第54号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。 質疑は終結いたしました。 これより討論を行います。

(「なし」の声あり

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。 これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

- 0

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、議案第54号は原案可決されました。

◎議案第55号

○議長(鈴木裕美君) 日程第2。議案第55号を議題といたします。 本案について提案趣旨の説明を求めます。

住民課長·妹尾君。

討論ございませんか。

〇住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 議案第55号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、北海道循環資源利用促進税条例が平成18年10月1日から施行され、平成20年3月31日までは軽減措置が設けられておりましたが、平成20年4月1日からは本則に基づく税率の規定となることから、同条例第12条の申告納税者として納付すべき北海道循環資源税相当分の手数料を改正するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴う引用条項の改正とともに、法制執務上、所要の改正をしたく提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第55号 標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成6年標茶町条例第33号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(一般廃棄物の処理計画)

第8条 町長が法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画は、基本計画及

び実施計画とする。

2 前項の計画に関する事項は、規則で定める。

第8条につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則に基づき、 町が策定する一般廃棄物処理計画について、明確にするものですでございます。

第13条ただし書中「、特定家庭用機器再商品化法施行令」の次に「(平成10年政令第378号)」を加える。

第13条につきましては、根拠となっております施行法の法制執務上明確にするものでございます。

第13条の2を削る。

第13条の2につきましては、法制執務上、条例中の条項の整理に伴い削除するものでございます。

第14条第3号を次のように改める。

(3) 母子世帯、満65歳以上の高齢者世帯又は障害者の世帯で、町民税が均等割のみの世帯

本条につきましては、条文の文言の整理でございます。

第15条中「法第10条第2項」を「法第11条第2項」に改める。

本条につきましては、根拠法であります「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正 に伴う引用条項の整理であります。

第16条第1項中「、別表」を「、別表1」に改め、第2項中「、第13条に規定するごみ 処理手数料を準用する」を「、規則で定める」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第1項の規定により徴収する手数料にあわせて、北海道循環資源利用促進税条例 (平成17年北海道条例第124号)第6条の規定による北海道循環資源利用促進税相当分を別表3のとおり徴収する。

本条につきましては、別表番号の整理と産業廃棄物に関する条項等の文言の整理であります。

第17条第1項中「又は同条第4項の」を「若しくは同条第6項又は第7条の2第1項の規定による」に改める。

本条は、根拠法の改正に伴う引用条項の整理であります。

第18条第1項第3号中「許可証再交付手数料」を「許可証再交付及び書換交付手数料」に 改める。

本条は、一般廃棄物処理業者の代表人変更等に伴う再交付手数料を加えるものであります。

別表1中「(第13条関係)」を「(第13条、第16条関係)」に改め、同表中「ごみ処理施設に直接搬入し、町が処分するとき、重量10キログラムにつき140円。資源ごみとしてリサイクルセンターに直接搬入し、町が処分するとき、無料。動物の死体を処理するとき、1個につき200円。」を「資源ごみとしてリサイクルセンターに直接搬入し、町が処分するとき、

無料。動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律105号)第44条第4項に規定する愛護動物の死体をごみ処理施設に直接搬入し、町が処分するとき、重量10キログラムにつき140円。上記以外の一般廃棄物及び第15条の規定により町がその処理を事務として行う産業廃棄物をごみ処理施設に直接搬入し、町が処分するとき、重量10キログラムにつき140円」に改める。

別表1につきましては、見出し及び取扱区分の文言の整理でございます。

別表3を次のように改める。

別表3 (第16条関係)

北海道循環資源利用促進税相当分手数料

1 木くず・紙くず

搬入量(kg)、金額(円)。

1~24 kg、0円。25~44 kg、1円。45~64 kg、2円。65~94 kg、3円。95~114 kg、4円。115~134 kg、5円。135~154 kg、6円。155~184 kg、7円。185~204 kg、8円。205~224 kg、9円。225~244 kg、10円。245~274 kg、11円。275~294 kg、12円。295~314 kg、13円。315~344 kg、14円。345~364 kg、15円。365~384 kg、16円。385~404 kg、17円。405~434 kg、18円。435~454 kg、19円。455~474 kg、20円。475~494 kg、21円。495~524 kg、22円。525~544 kg、23円。545~564 kg、24円。565~594 kg、25円。595~614 kg、26円。615~634 kg、27円。635~654 kg、28円。655~684 kg、29円。685~704 kg、30円。705~724 kg、31円。725~744 kg、32円。745~774 kg、33円。775~794 kg、34円。795~814 kg、35円。815~844 kg、36円。845~864 kg、37円。865~884 kg、38円。885~904 kg、39円。905~934 kg、40円。935~954 kg、41円。955~974 kg、42円。975~994 kg、43円。995~1,024 kgまで44円。1,025 kg~。搬入量。(kg) の10kg未満を四捨五入した値に0.044を乗じ、1 円未満の端数を切り捨てた額。

2 廃プラスチック。

搬入量(kg)、金額(円)。

1~14 kg、0円。15~24 kg、1円。25~34 kg、2円。35~54 kg、3円。55~64 kg、4円。65~74 kg、5円。75~84 kg、6円。85~104 kg、7円。105~114 kg、8円。115~124 kg、9円。125~134 kg、10円。135~154 kg、11円。155~164 kg、12円。165~174 kg、13円。175~184 kg、14円。185~204 kg、15円。205~214 kg、16円。215~224 kg、17円。225~244 kg、18円。245~254 kg、19円。255~264 kg、20円。265~274 kg、21円。275~294 kg、22円。295~304 kg、23円。305~314 kg、24円。315~324 kg、25円。325~344 kg、26円。345~354 kg、27円。355~364 kg、28円。365~374 kg、29円。375~394 kg、30円。395~404 kg、31円。405~414 kg、32円。415~434 kg、33円。435~444 kg、34円。445~454 kg、35円。455~464 kg、36円。465~484 kg、37円。485~494 kg、38円。495~504 kg、39円。505~514 kg、40円。515~534 kg、41円。535~544 kg、42円。545~554 kg、43円。555~564 kg、44円。565~584 kg、45円。585~594 kg、46円。595~604

kg、47円。605~624 kg、48円。625~634 kg、49円。635~644 kg、50円。645~654 kg、51円。655~674 kg、52円。675~684 kg、53円。685~694 kg、54円。695~704 kg、55円。705~724 kg、56円。725~734 kg、57円。735~744 kg、58円。745~754 kg、59円。755~774 kg、60円。775~784 kg、61円。785~794 kg、62円。795~814 kg、63円。815~824 kg、64円。825~834 kg、65円。835~844 kg、66円。845~864 kg、67円。865~874 kg、68円。875~884 kg、69円。885~894 kg、70円。895~914 kg、71円。915~924 kg、72円。925~934 kg、73円。935~944 kg、74円。945~964 kg、75円。965~974 kg、76円。975~984 kg、77円。985~994 kg、78円。995~1,014 kg、79円。1,015~ kg。搬入量(kg)の10kg未満を四捨五入した値に0.079を乗じ、1円未満の端数を切り捨てた額。

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上で、議案第55号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

8番・小野寺君。

- ○8番(小野寺典男君) この動物の死体処理の関係で、動物愛護ということで法律で、 定義付けられているようですけれども、最近、その、動物愛護といえば愛玩動物、犬か、 猫かなという受け止め方をするのですけれども、ペットブームでいろんなヤギだとか、兎 だとか、結構、小動物的なものまでペットにしている、最近多いので、この動物愛護の定 義、どんなものが対象になるのかということをお聞きしておきたいと思います。
- ○議長(鈴木裕美君) 住民課長・妹尾君。
- ○住民課長(妹尾昌之君) 動物愛護法に基づきます、法律上愛護動物という規定になっていますが、基本的に小野寺議員おっしゃられたようにペット動物という概念でよろしいかと思います。法律では第44条の第4項におきまして、基本的に書かれているのは、牛、馬、豚、綿羊、ヤギ、犬、猫、家兎、鳥、家鳩及びアヒルで、このほかに人が占有している動物で哺乳類、鳥類、爬虫類、いわゆる、亀とか蛇なんかも現在ペットとして飼われておりますので、そういうものが定義されております。

(何か言う声あり)

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第55号は原案可決されました。

◎議案第56号

○議長(鈴木裕美君) 日程第3。議案第56号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

商工観光課長,佐藤君。

○商工観光課長(佐藤啓一君)(登壇) 議案第56号 標茶町第三セクター運営等資金貸付 条例の一部を改正する条例制定について趣旨並びに内容について、説明いたします。

本条例は平成20年3月31日をもって失効する条例であります。

第三セクターであります株式会社標茶町観光公社におきましては、現状 5 期連続しての 黒字決算ではありますが、大変厳しい経済状況の中での経営でありまして、継続して公社 の運営を円滑に進める必要があると判断いたしました。

本条例の有効期間を3年間延長し、期限を平成23年3月31日までにしようというものであります。

なお、貸付限度額につきましても、公社の経営状況を勘案いたしまして、現行の4,000 万円を2,000万円に改めたく、また併せまして本条例中の文言の一部につきましても、適正 な字句に改めたく、提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の制定について

標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例

標茶町第三セクター運営等資金貸付条例(平成14年標茶町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「貸付」を送りがなつきの「貸付け」に改める。

第3条の見出しを(貸付対象)に改め、同条中「貸付」を送りがなつき「貸付け」に改め、「を貸付するもの」を削る。

第4条第1項中「貸付の」をひらがな送りがなつき「貸付けの」に、「40,000千円」を「20,000万円」に、「12か月」を「12月」に、「貸付された」を「貸付けを受けた」に、「こえる」を漢字の「超える」に改める。

第5条中「この貸付」を送りがなつき「この貸付け」に改める。

第6条及び第7条中「貸付」を送りがなつき「貸付け」に改める。

第8条中「町長が別に」を「、規則で」に改める。

附則第2項中「平成20年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上で、議案第56号の提案の趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第56号は原案可決されました。

◎議案第57号

○議長(鈴木裕美君) 日程第4。議案第57号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

社会教育課長・藤岡君。

(何か言う声あり) (笑い声あり)

○社会教育課長(藤岡克己君)(登壇) 議案第57号の提案趣旨並びに内容についてご説明 いたします。

議案説明資料の39ページ以降をご参照いただきたいと思います。

本案は、主に阿歴内公民館の施設使用料と暖房使用料の見直しを行いたいというものでありますが、他の公民館類似施設の料金設定との均衡を図ることを目的としております。

また、所定時間外の利用について、一人当たり200円とする規定と葬祭使用時の定額規定につきまして、公民館条例以外にはなく、同様の趣旨で削除いたしました。

磯分内公民館分館の施設使用料につきましては、経年劣化を考慮して施設内での均衡を 図りました。

ただし、暖房使用料につきましては、公民館類似施設の平均値で算出しております。

更に生活改善の趣旨により、結婚祝賀会に伴う使用料につきまして、出席人員により減額規定を設けました。

久著呂と茶安別農村環境改善センターにつきましては、図書室、相談室に使用料の設定がなかったため、新たに設けました。

以上の改正に併せて、語句の改正、点検を行っております。

なお、12月5日に開催されました教育委員会において、議決されております。

内容説明に移ります。

標茶町公民館条例及び標茶町農村集落環境(構造)改善センター条例の一部を改正する 条例の制定について

標茶町公民館条例及び標茶町農村集落環境(構造)改善センター条例の一部を改正する 条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開きいただきます。

標茶町公民館条例及び標茶町農村集落環境(構造)改善センター条例の一部を改正する 条例

(標茶町公民館条例の一部改正)

第1条 標茶町公民館条例(昭和40年標茶町条例第19号)の一部を次のように改正する。 第3条の2中漢字の「概ね」をひらがな「おおむね」に改める。

第7条中「許可」を「承認」に改める。

第13条ただし書及び各号を削り、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、使用料を免除することができる。
 - (1) 標茶町並びに標茶町の各行政委員会及び標茶町議会が使用する場合
 - (2) 認定団体が使用する場合
 - (3) 町内会及び地域会が使用する場合
 - (4) 標茶町から運営費補助金の交付を受けている団体が使用する場合
 - (5) 標茶町から事業費補助金の交付を受けて開催する行事で使用する場合
 - (6) ボランティア事業で住民が使用する場合
 - (7) 前各号に規定するもののほか、館長において特に必要があると認めた場合
- 3 前各項の規定にかかわらず、標茶町に居住する者及びその2親等内の親族が結婚し、 生活改善の趣旨により行う結婚祝賀会のために公民館を使用するときは、次の各号の基準 により、その使用料を減額する。
 - (1) 参加人員150人未満の場合 所定の使用料の10分の2の額
 - (2) 参加人員100人未満の場合 所定の使用料の10分の5の額

第14条第2号中「許可」を「承認」に改める。

別表を次のように改める。

別表、(単位:円)、施設名、室名、室使用料、暖房使用料、

阿歴内公民館、大研修室、1,400、900、研修室、300、200、和室 、400、200、調理室 300、200、中央公民館分館、小ホール、1,500、1,000、磯分内公民館分館、講堂、700、800、、 小和室、100、100、大和室、300、300、調理室、200、200。

備考

- 1 本表に掲げる金額は、使用時間5時間以内の使用料とし、5時間を超えて使用するときは、その超過時間1時間ごとに本表に掲げる額の100分の20の額を加算したものを使用料金とする。
- 2 収益を目的とする使用は、室使用料定額の5倍の額とする。ただし、町内に事務所若しくは事業所を有する法人又は町民若しくは町民が代表を務める団体の使用にあっては、 室使用料定額の2倍の額とする。

(標茶町農村集落環境(構造)改善センター条例の一部改正)

第2条 標茶町一農村集落環境(構造)改善センター条例(昭和63年標茶町条例第12号) の一部を次のように改正する。

別表(2)久著呂農村環境改善センター・茶安別農村環境改善センターの表に次のように加える。

図書室兼相談室、80、60。

附則 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上で、議案57号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

4番・伊藤君。

 \bigcirc 4番 (伊藤淳一君) 今、提案説明の中でもお話されたのですけれども、多少確認を含めながら、1、2 お伺いしたいというふうに思います。

これを見まして、いわゆる結婚祝賀会の分については、新たに入ってきて、冠婚葬祭の分については、現状の、現状というか、現況の他の施設に近い状況にしたいというようなことというふうに受け止めたのですが、その点についてもう一度お伺いしたいというふうに思います。

ちょっとそれについて詳しく聞きますというか、お話をお聞きしたのですけれども、現 状として結婚祝賀会の部分で、減額をしていただきたいというような、そういうような要 望があり、それに沿っていくということなのでしょうか。

それから、もう一点は、十分ほかのほうを見ていませんが、ちょっと自分関心ある部分で、磯分内の調理室の部分、先ほど古くなってきたので、それに併せてという話があったのですが、一つだけ、例えば調理室が、100円減額になりました。それは、そういうことなのかなというふうに理解するのですが、逆な、逆なというか、別な考えからいった場合に、多少、実際住民のほうから改善していただきたいというような話もあったりするのですが、

先日の町政懇談会においては、その辺のやり取りというのは十分承知しておりますが、多少その、住民要望に答えながら、料金を現状のままにするとか、逆に実状に合わせた使用料体系というような考え方というのは、なかったのか、その点について、更にお伺いしたいというふうに思います。

- ○議長(鈴木裕美君) 社会教育課長·藤岡君。
- ○社会教育課長(藤岡克己君) お答えいたします。

先に磯分内公民館分館の料金設定でありますが、これは分館については、昭和61年に大 規模改修を行っているわけですが、その時に併せて条例改正が行われていれば、良かった のかもしれませんが、部屋の平米数と料金単価が必ずしも一致していないというところが ありまして、それは分館の中で整合性を図るという調整にとどめております。

ただし、先ほども趣旨説明でもお話しましたが、暖房料につきましては、これは阿歴内公民館の暖房料を見直したわけで、実費弁償的な性格が強いものですから、暖房料につきましては、ほかの館と整合性を取ったということでございます。

それで、ですから、値上げをすることが趣旨ではなくて、他の施設或いは施設内での整合性を取るというのが、趣旨でございますので、特に、改修を前提としているというものではありません。

次に、葬祭費の定額を削る、、葬祭費とそれから夜間の定額を削ったわけですが、これは、 公民館条例だけにうたわれているもので、実質、公民館類似施設であります開発センター、 酪農センター等につきましては、うたわれておりません。それで、全部に、その規定をつ けるか、若しくは全部はずすかということで、内部でいろいろ検討したわけでございます が、実際にかかった金額を実際に払っていただくのが、一番適正ではないかと。そういう ことで、はずさせていただきました。

それから、結婚祝賀会の規定につきましては、これは、ほかの公民館類似施設、開発センター、ういず、それから酪農センター等につきましては、結婚祝賀会の新生活運動を支援するという意味で、参加人員についての減額規定がございます。公民館条例だけがなかったということで、地域によって実際に、事実上、公民館施設である、その地域によって受ける、負担する金額が違うということにはならないということで、揃えたということでございます。

以上です。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。 8番・小野寺君。

○8番(小野寺典男君) 今、伊藤議員さんもお聞きしたのですけれども、何点か、この、 ちょっと認識不足かもしれませんけれども、この認定団体というのは、どういうものなの か。

それから、その生活改善の趣旨、大体、費用、会費の額はそういうことなのかなと思いますけれども、この生活改善の趣旨により行う結婚式というと、そういうこときちんと、

その趣旨を理解できていないと、なかなか、困るのではないかなと、一般の人は。その定義についてお聞きをいたしたい。

それから、その葬式関係は結婚式よりかなり多く利用すると思うのですが、それは使用料のこの表の中で算定してということなので、それはそれとしていいと思いますが、暖房料の関係なのですけれども、これは、各公民館、平米数に合わせた暖房料なのか、それともその、今、実費負担的というふうにおっしゃいましたけれども、例えば1時間燃焼させてどれくらいかかっているというものを割り出して、今までの利用状況から算出したものなのか、その辺のことだけお聞きしておきます。

- ○議長(鈴木裕美君) 社会教育課長・藤岡君。
- ○社会教育課長(藤岡克己君) 認定団体について、先にお答えいたします。

認定団体は、社会教育法第22条に社会教育団体として認定する基準がございまして、標 茶町社会教育認定団体認定要綱がございまして、それにより社会教育団体、つまり公共性 がある社会教育団体だということが、認定された団体のことをいっております。

それから、生活改善の趣旨でありますが、金額につきましては、例えば、ういずで行うときには、祝賀企画さん等がございまして、料金の限度額を設定するというのは、現状では適切でないということで、料金の設定ではなくて、参加人、あまりにも華美にならないように、参加人員についてのみ、他の公民館類似施設等にあわせて、新たに設けた次第でございます。

それで、他の公民館類似施設につきましては、開発センター、酪農センター等につきましては、1,500円以内という会費の規定がございますが、これは、減額の対象としてうたっておりますが、これは規則でうたっておりますので、来年の3月までに、その1,500円という規定については、規則から削除すると。そういう予定でおります。

次に、葬祭使用料の暖房料でありますが、実際にういずで申し上げますと、冬で75,000 円ということに、これは使用料と暖房料を加えた金額でありますが、75,000円に設定され ておりますが、実際に光熱水費等を1回使いますと、14、5万円かかります。ですから、 性格として実費弁償的な性格があるということで、実際に、その金額、燃料の使用料を図 って、その金額を割っていただくということではございません。はるかに少ない金額にな っております。

更に、実費弁償とはいえ、例えば、磯分内公民館分館のように経年劣化した施設では、 暖房を逆に多く焚くわけでございまして、それをそのとおり負担するということには、合 理性がありませんので、そういうことで、他の類似施設と整合性をとって金額を設定した ということでございます。

○議長(鈴木裕美君) 8番・小野寺君。

○8番(小野寺典男君) したらその、暖房は、さっき実費弁償的といったけど、そうではなくて、古いところは余計掛かるから、その分は、まるまる見られないだろうという、 適当に、適当というのはどうでもいい適当でなくて、適当に金額を決めたと。これ、平米 数あたりでいくと、例えば磯分内、久著呂、阿歴内等々、その和室だとか、調理室だとかあるのですけれども、そんなにかわりないのか、その部分と、さっき結婚式のあれで、会費のことかなと思っていたら、参加人員が生活改善の趣旨にあたるという考え方みたいなのですけれども、その地域でやってもこれはたいした金額ではないからいいので、その定員的なものが、人数、参加人員でやるというのは、あまりなじまないのではないかなと。

やはり、生活改善の趣旨というのは、一般的にお見舞い廃止、お返しの廃止だと、今町内でいろいろ言われている、その部分での認識のほうが強いのではないのかなと。そうすると、会費の部分でも、考えなければならない。この1,500円というのは、これは削除するということですから、今の時代なじまない、その額だと思いますし、会費のほうをどう考えるかということと、人数ほうと、その部分について、もう少し、考え方を聞きたいと思っています。

- ○議長(鈴木裕美君) 社会教育課長·藤岡君。
- ○社会教育課長(藤岡克己君) お答えいたします。

暖房料でありますが、使用料も同じでありますが、体育館ホールと調理室は別な基準で金額が設定されているようでありますので、それぞれ各施設の平米単価を出しまして、その平均値に当該施設の面積を掛けて金額を設定しております。普通の和室等につきましては、それらのホール、調理室等を除いて、一部屋ごとの平米単価を出しまして、それの平均値で料金を設定しております。

ですから、性格としては実費弁償的な要素があるわけですが、実際にしたら、その実費 弁償、実額を弁償するのかということでいきますと、これはそうはならないということで、 平均値をとって設定しております。

次に、参加人員で、新生活、生活改善というのがどう結びつくのかというお話でございますが、これにつきましては、従前、会費と参加人員で減額規定を設けておりました。しかし、先ほどもお話申し上げましたとおり、会費につきましては、金額の上限を決めるということについては、現状になじまないということで、おとしてありますが、参加人員につきましては、これは町民の皆さんの既得権といいますか、今までそういうふうに享受を受けてきたわけでありますから、公民館条例だけ、載っていないというのは不合理でありますので、公民館条例にも、その分を載せたということでございます。

○議長(鈴木裕美君) 8番・小野寺君。

○8番(小野寺典男君) 大体わかりました。ただ、ちょっとまだ納得できないのは、町でやっている生活、町でない、社会福祉センター、社会福祉協議会でやっている生活改善に、と、この、今言われた生活改善の趣旨によるというふうになりますとですね、何か、同じ町のその外郭団体がやっているのと、町がやっている条例と、合わないのでないかなというふうに感じるのですよ。こういう時代ですから、会費安く設定、高く設定するということ、どうなのかなとも思いますけれども、ただ一方では、そういう生活改善をやっていて、生活改善の趣旨に乗っ取ってこうするという条例を作っておいて、それは会費の額

ではありませんということになると、それはなじまないのではないかと。整合性がないのではないのかなというふうに思うのですけれどもね、もう一回。

- ○議長(鈴木裕美君) 社会教育課長・藤岡君。
- ○社会教育課長(藤岡克己君) 貸し館の場合にどう考えるかということで考えております。ですから、公民館施設或いは類似施設を貸し館するときにどうなのかということを考えると、これは人数で、必ずしも、施設が、満杯になるようにということではなくて、結婚祝賀会の本来のあり方にたちかえる必要があるという趣旨で、人数による減額規定が設けられた、そういうふうに理解しておりますので、それを阿歴内公民館についても適用したいということでございます。
- ○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。 7番・林君。
- ○7番(林 博 君) 今の、伊藤議員、小野寺議員のほうから質問がありましたので、 重複は避けたいと思いますけれども、葬儀にかかわっては、その一定といいますか、その 料金を取り止めて、所定使用料で、切換えるということで、いいのですよね。

今まで葬儀については、二日間の単位で2,200円。暖房が係るときについては3,200円を。 それを無くすということで、よろしいですね。そうすると、実質的にやっていくと値上げといいますか、高くなるのかなという気がしていますけれども、先ほど課長のほうからも値上げではなくて均衡性をとるということでございますので、仕方ないのかなと思いますけれども、実際問題として、住民感情としては、やはり値上げと思わざるを得ないのかなというふうに思っております。それは仕方ないにしても、この改正にあたりまして、多分、利用料が。年間利用料が平均でアップといいますか、全体で、というふうになるのだろうというふうに思いますけれども、その辺、もし、試算しておらるのであれば、教えていただきたいと思いますけれども。

- ○議長(鈴木裕美君) 社会教育課長・藤岡君。
- ○社会教育課長(藤岡克己君) お答えいたします。

阿歴内公民館につきましては、その前に阿歴内公民館と、より、ちょっと大きな施設があります茶安別農村環境改善センターでありますが、そこで葬式をやった場合に夏20,000円、冬27,000円、概ねかかります。それほど違わない施設として阿歴内公民館でやった場合に、これは公民館条例が適用されますので、夏2,200円、冬3,200円ということで、金額の公平さを欠くという、これは監査委員からの指摘もございまして、見直しをする必要があるというふうに考えておりました。

結局、阿歴内公民館につきましては、夏、2,200円から13,000円程度、それから冬につきましては3,200円から22,000円前後という金額に試算しております。

それから、磯分内公民館分館につきましては、夏2,200円から8,200円程度、それから冬3,200円から16,000円程度に金額的には上るわけですが、これはほかの施設との整合性をとれば、決して高い金額ではないというふうに考えております。

- ○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。質疑は終結いたしました。これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。これより、本案を採決いたします。本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、議案第57号は原案可決されました。

◎議案第58号

○議長(鈴木裕美君) 日程第5。議案第58号を議題といたします。本案について、提案趣旨の説明を求めます。 水道課長・山口君。

〇水道課長(山口 登君)(登壇) 議案第58号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本町の上水道事業は、昭和46年4月1日に北海道知事に認可を受けて、事業着手され、 昭和48年1月1日に供用されたものであります。36年の長い間、町民へ安全で安定した上 水を安価で提供してまいりました。

しかしながら、導水管の延長が長く、更に老朽化と耐用年数も過ぎていることから、安全で安定した水道を供給する観点から、課題となっておりました。

今まで重要な行政課題として検討してまいりましたが、導水管の更新より新設井戸による導水が経済比較と維持管理面で有利であるとの結論に達し、水源変更で進めることといたしました。水源変更を行うには、水道法第10条の第1項に基づく上水道事業変更の知事の認可が必要となることから、その中で、過去の水事業の実績から、計画年度である平成28年度の給水人口と給水量の基礎数値の見直しが必要となりました。その結果、計画給水人口は7,000人から5,020人に、計画給水量は2,100立方メートル/日から1,920立方メートル/日になることから、条例の一部改正を提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第58号 標茶町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

てであります。

標茶町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。 次のページです。

標茶町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町水道事業の設置等に関する条例(昭和46年標茶町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項口中「7,000」を「5,020」に改め、同項ハ中「2,100」を「1,920」に改める。

附則

この条例は、水道法(昭和32年法律第177号)第10条第1項に基づく認可の日から施行する。

以上で、議案第58号の提案の趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第58号は原案可決されました。

◎議案第59号

○議長(鈴木裕美君) 日程第6。議案第59号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君

○町長(池田裕二君) 議案第59号の提案の趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案つきましては、農業委員会委員定数の削減についてでありまして、平成16年の農業 委員会法の改正時に削減を検討し、平成17年7月の一般選挙から現在の農業委員定数18名体 制としております。現在は個々の委員が明確な地区割により地区担当性を導入して、日常的に活動する体制を確立、また実践することにより、きめ細かな委員活動を行い、成果を上げているところです。

しかしながら、行政改革の推進等を実践する観点から、来年度任期満了を迎えるにあたり、現在の定数が妥当であるか、社会情勢、農業情勢、農業委員会を取り巻く厳しい財政事情を考慮した結果、選挙委員につきましては12人とし、議会推選委員を2人とし、それぞれ1人づつ削減し、現在の18人の委員体制を16人にしようとするものであります。

なお、本案につきましては、農業委員会から同様の意見をいただいておりますことを、 併せてご報告いたします。

以下、内容についてご説明いたします。

標茶町農業委員会の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町農業委員会の定数等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町農業委員会の定数等に関する条例(平成16年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「13人」を「12人」に改め、同条第三号中「3人」を「2人」に改める。 附則といたしまして、

(施行期日)につきまして、

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の標茶町農業委員会の定数等に関する条例(以下「新条例」) という。)第2条第1号の規定は、この条例の施行の日以後最初に行われる一般選挙から適 用する。

(議会推薦委員の任期に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に委員として在任している法第12条第2号の規定に基づき 選任された議会推薦委員については、新条例第2条第3号の規定にかかわらず、議会から 解任すべき旨の請求がない限り、その任期が満了するまで、なお在任するものとする。

以上で、議案第59号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。 これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、議案第59号は原案可決されました。

◎議案第60号

○議長(鈴木裕美君) 日程第7。議案第60号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長 • 妹尾君。

〇住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 議案第60号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、後期高齢者医療制度が平成20年4月1日から施行されることに伴い、高齢者の 医療に関する法律第104条の規定により保険料の徴収が市町村に義務付けられていること、 また、北海道後期高齢者医療広域連合規約に基づく市町村の事務に関し「標茶町後期高齢 者医療に関する条例」を制定するものであります。

本条例は、第1章から第4章及び附則で構成し、条文は第1条から第10条までとなって おります。

主な内容でございますが、第2条については「本町において行う事務」、第4条については「普通徴収に係る保険料の納期」、第7条では「委任」、第4章では「罰則」を規定しております。

以下、内容について説明いたします。

議案第60号 標茶町後期高齢者医療に関する条例の制定について。

標茶町後期高齢者医療に関する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町後期高齢者医療に関する条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 保険料 (第3条~第6条)

第3章 雑則(第7条)

第4章 罰則(第8条~第10条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本町が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び北海道後期高齢者医療

広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号。以下「広域連合条例」という。)に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(本町において行う事務)

第2条 本町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 広域連合条例第2条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
- (2) 広域連合条例第16条の保険料の額に係る通知書の引渡し
- (3) 広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
- (4) 広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する北海道後期高齢者 医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
 - (5) 広域連合条例第18条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付
- (6) 広域連合条例第18条第2項の保険料の減免の申請に対する北海道後期高齢者医療 広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
 - (7) 広域連合条例第19条本文の申告書の提出の受付
 - (8) 前各号に掲げる事務に付随する事務

第2章 保険料

(保険料を徴収すべき被保険者)

第3条 本町が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。

- (1) 本町に住所を有する被保険者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。) 第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける被保険者であって、これらの規定の適用を 受けるに至った際本町に住所を有していたもの

(普通徴収に係る保険料の納期)

第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次の表のとおりとする。

第1期、7月1日から同月25日まで、第2期、8月1日から同月25日まで、第3期、9月1日から同月25日まで、第4期、10月1日から同月25日まで、第5期、11月1日から同月25日まで、第6期、12月1日から同月25日まで、第7期、1月1日から同月25日まで、第8期、2月1日から同月25日まで、第9期、3月1日から同月25日まで。

- 2 前項に規定する納期により難い被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該被保険者又は連帯納付義務者(法第108条第2項 又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。)に 対しその納期を通知しなければならない。
- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は当該額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合

算するものとする。

(保険料の督促)

第5条 町長は、被保険者が納期限までに保険料を完納しないときは、納期限後20日 以内に督促状を発しなければならない。

(延滞金)

第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数を生じたとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又は全額を納付することを要しない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 町長は、特別な理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減免する ことができる。

第3章 雑則

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

第4章 罰則

第8条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第9条 偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(本町が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第10条 前2条の過料の額は、情状により、町長が定める。

2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する第4期から第9期までとする。

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める時期とする」とする。

(延滞金の割合の特例)

第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

以上で、議案第60号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号は、なお精査の要ありと認められますので、 厚生文教委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第60号は厚生文教委員会に付託し、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

◎議案第61号ないし議案第67号

○議長(鈴木裕美君) 日程第8。議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、 議案第65号、議案第66号、議案第67号を一括議題といたします。

議題7案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

〇企画財政課長(森山 豊君)(登壇) 議案第61号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成19年度標茶町一般会計補正予算(第4号)でありまして、完了いたしました事務事業の係数整理を行うとともに、今日的な課題対策を行うべく補正を行うものであり、歳入歳出それぞれ172,371千円を増額し、総額を9,671,111千円にしたいというものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、緊急経済対策として町営住宅建設事業76,582千円、 少子化対策として、子育て応援チケット、子ども発達支援センター備品整備、0歳児保育 事業合わせまして3,321千円、中小企業対策として、特別融資保証料補助金として1,000千 円、除雪対策費として1億187万4,000円であります。燃料費高騰による追加8,060千円、冬 期雇用対策で500千円、河川事業跡地購入で727千円等であります。

また、減額補正の主なものを申し上げますと、職員給与費等で1,955万2,000円でございます。

一方、歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、更に地方交付税で1億6,302万1,000円、繰越金で7,174万4,000円を充当し、収支のバランスを図ったところでございます。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

平成19年度標茶町一般会計補正予算(第4号)

平成19年度標茶町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172,371千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,671,111千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出補正予算、事項別明細書にしたがいご説明申し上げます。

14ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき内容説明のため、記載省略)

なお、2ページからの「歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複いたします ので、省略をさせていただきます。

次に、5ページをお開きください。

「債務負担行為の補正」であります。

新たに1件を追加するものでございます。

事項につきましては、農業経営基盤強化資金(平成19年度上期)であります。補正後の額につきましては、補正後につきましては、期間は平成20年度から平成40年度、融資額126,180千円に対する利子補給、年0.25~0.27%、限度額3,191千円であります。

31ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき内容説明のため、記載省略)

6ページにお戻りください。

「地方債補正」であります。

起債の目的等につきましては、過疎対策事業は磯分内瀬文平線防雪柵設置で900千円の追加、高規格救急車の購入で1,300千円の追加、計2,200千円を追加し、55,900千円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

- 4. 公営住宅建設事業につきましては、限度額84,000千円に26,300千円追加し、110,300 千円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。
- 5. 学校教育施設整備事業につきましては、89,900千円から3,200千円を減額し、補正86,700千円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。
- 6. 臨時財政対策債につきましては、235,500千円に18千円を追加し、235,518千円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

合計額で申し上げますが、643,200千円に25,318千円追加し、668,518千円となります。 次に、32ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき内容説明のため、記載省略)

以上で、議案第61号の内容説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 休憩いたします。

休憩 午前11時55分 再開 午後 1時00分

◎会議録署名議員の追加

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本定例会開会当初に指名いたしました会議録署名議員の1番・田中君が退席いたしましたので、3番・越善君を指名いたします。

議題7案の提案趣旨の説明を求めます。

住民課長·妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 議案第62号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第2号)でありますが、退職者医療費の実績に基づく療養給付費と高額療養費の組替え、釧路根室広域

地方税滞納整理機構への引き継いだ事案の実績に伴う負担金の追加が主な内容であります。 なお、本案は11月26日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を受けてお りますことを、ご報告申し上げます。

以下、内容についてご説明いたします。

平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第2号)。

平成19年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,281千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ1,318,588千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがい説明をいたします。

8ページをお開き下さい。

(以下、補正予算書に基づき説明のため省略)

2ページへお戻りください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの 説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案62号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

続きまして、議案第65号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成19年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)でありますが、保険事業勘定では人事院勧告に伴う人件費補正、平成20年度に策定する第4期標茶町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の調査委託料及びサービス給付費の実績に伴う追加、介護サービス事業勘定では人事院勧告に伴う人件費の補正が主なものであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成19年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

平成19年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,251千円を追加し、歳 入歳出予算の総額をそれぞれ630,287千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,610千円を 減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ490,607千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがい説明をさせていただきます。

11ページをお開き下さい。

(以下、補正予算書に基づき説明のため省略)

2ページへお戻り願います。

2ページから5ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」、それから「第 2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と 重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第65号の提案の趣旨並びに内容についての説明を終わります。

- ○議長(鈴木裕美君) 水道課長・山口君。
- ○水道課長(山口 登君)(登壇) 議案第63号、平成19年度標茶町下水道事業特別会計補 正予算(第2号)の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本補正予算の歳出につきましては、人事院勧告に伴う給与改定の増額、及び事業の精査による減額が主なものであります。

歳入につきましては、一般会計の繰入金の減額と、雑入のうち、消費税及び地方消費税 還付金の増額が主なものであります。

以下、内容について説明いたします。

1ページをお開きください。

平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成19年度標茶町の下水遺事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,785千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ858,807千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

9ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき内容説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいまでの説明の内容と重複いたしますので、省略させていただきます。

4ページを開きください。

「第2表 地方債補正」でございます。

起債の目的、1.公共下水道事業、補正後の限度額は30,400千円を増額し、194,800千円です。

2. 特定環境保全公共下水道事業で、補正後の限度額は39,300千円を減額し、101,300 千円です。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じです。

合計では、補正前の限度額322,700千円に対して、8,900千円を減額し、限度額を313,800 千円とするものでございます。

13ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

以上で、議案第63号の説明を終わります。

続きまして、上水道です、

議案第67号、平成19年度標茶町上水道事業会計補正予算(第1号)の提案の趣旨並びに 内容についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、人事院勧告に伴う給与改定による収益的収入及び支出と収入の一般会計負担金の増額と、支出は、排水費及び給水費の増額が主なものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

平成19年度標茶町上水道事業会計補正予算(第1号)。

(総則)

第1条 平成19年度標茶町上水道事業会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成19年度標茶町上水道事業会計予算(以下、「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目の収入、第1款水道事業収益は、25千円を増額し、96,804千円に。第2項、営業外費用は25千円を増額し、21,354千円に。支出、第1款水道事業費用は25千円を増額し、93,628千円に。第1項、営業費用は25千円を増額し、84,411千円に。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科目は、1. 職員給与費、84千円を増額し、32,630千円とする。

(他会計からの負担金)

第4条 予算第7条中「20,757千円」を「20,782千円」に改める。とするものでございます。

次に、補正予算説明書にしたがい、説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき内容説明のため、記載省略)

次に、3ページをお開きください。

平成19年度標茶町上水道事業会計資金計画補正。

補正部分のみで説明いたします。

受入資金でございます。

3. 一般会計負担金25千円を増額し、21,682千円に、6. 前年度繰越金6,769千円を増額し、190,578千円に、したがいまして繰入金合計では、6,794千円を増額し、307,695千円でございます。

次に、支払資金でございますが、1. 営業費用25千円を増額し、60,212千円に、5. 前年度前受金返済660千円を減額し840千円に、6. 前年度未払金返済362千円を減額し、0千円に、7. 前年度受入金返済3千円を減額し、47千円に、したがいまして、支払資金の合計では1,000千円を減額をし、合計で144,244千円でございます。

受入・支払資金の差し引きでは、7,794千円を増額し、計で163,451千円でございます。次に、6ページをお開きください。

平成19年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(補正後)、資産の部、1.固定資産でございますが、(1)有形固定資産は、イ土地からへの建設仮勘定までの有形固定資産合計で367,761千円、(2)無形固定資産、イ施設利用権で7,494千円、固定資産合計では375,255千円、2.流動資産でございますが、(1)現金・預金163,451千円、(2)未集金7,530千円、流動資産合計では170,981千円、以上、資産合計では、補正前より10,002千円増の546,236千円でございます。

次のページお開きください。

負債の部でございます。

3. 固定負債は、イ修繕引当金で、30,197千円、4. 流動負債は(1)一時借入金から(4)のその他の流動負債までの合計で2,250千円、以上、負債合計では補正前より502千円増額で32,447千円。資本の部。5. 資本金は(1)自己資本金と(2)借入資本金、イ企業債の合計で43,747千円。6. 剰余金は(1)資本剰余金と(2)の利益剰余金の合計で83,042千円、以上、資本合計では補正前より9,500千円増の513,739千円。負債資本金合計では、補正前より10,002千円増の546,236千円でございます。

2ページをお開きください。

平成19年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画(補正)でございますが、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

- ○議長(鈴木裕美君) 建設課長・井上君。
- ○建設課長(井上 栄君)(登壇) 議案第64号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本補正予算の歳出につきましては、事業実施に伴う執行残と1名人事異動に伴う減額が 主なものでございます。

歳入につきましては、保留地処分金の減額と一般会計繰入金の増額が主なものでございます。

議案第64号 平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算 1ページをお開きください。 平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)。

平成19年度標茶町の土地区画整理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,271千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。というものでございます。

8ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき内容説明のため、記載省略)

2ページ、それから3ページにつきましては、内容が重複いたしますので、省略をさせていただきます。

以上で、議案第64号の説明を終わらせていただきます。

- ○議長(鈴木裕美君) 病院事務長・蛭田君。
- ○病院事務長(蛭田和雄君)(登壇) 議案第66号平成19年度標茶町病院事業会計補正予算 (第2号)の提案趣旨及び内容につきまして、説明を申し上げます。

本件につきましては、人事院勧告に伴う給与改定の増減に係る予算の補正を行うものでございます。

以下、内容につきまして、1ページから説明申し上げます。

平成19年度標茶町病院事業会計補正予算(第2号)

第1条(総則)でありまして、平成19年度標茶町病院事業会計補正予算(第2号)は、 次に定めるところによる。

第2条は(議会の議決を経なければ流用のできない軽費)であります。

予算題上に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) の職員給与費で2,190千円を減額し、674,990千円とするものであります。

第3条は(たな卸資産購入限度額)で、予算第8条中「105,300千円」を「106,300千円」 に改める。

次に、予算説明書にしたがい説明申し上げます。

6ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に、3ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。

補正前に対する補正後の比較ですが、職員数では増減がございません。給与費では給料が3,970千円の減、手当が1,491千円の増で、計2,480千円の減であります。

法定福利費に増減がありませんので、合計も2,480千円の減であります。

手当の内訳は記載のとおりであります。

以下、4ページから5ページまでにつきましては、説明を省略させていただきます。 次に、2ページをお開き願います。

平成19年度標茶町病院事業会計補正予算実施計画につきましては、先の説明と重複いた しますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第66号の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題7案は、直ちに議長を除く15名で構成する議案第61号、 議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号審査特別委 員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題7案は、議長を除く15名で構成するに議案第61号、議案 第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号審査特別委員会 に付託し、審査することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩1時50分再開4時17分

◎日程追加

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしておりました議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、 議案第65号、議案第66号、議案第67号審査特別委員会・委員長から報告書が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、 議案第67号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定入にいたしました。

◎議案第61号ないし議案第67号

○議長(鈴木裕美君) 議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、 議案第66号、議案第67号一括議題といたします。

お諮りいたします。

議題7案に関し、付託いたしました議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、 議案第65号、議案第66号、議案第67号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定に より審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第3項の規定により委員長の 報告を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、議題7案を一括採決いたします。

議題7案に対する委員長報告はいずれも原案可決すべきものであります。

議題7案を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、 議案第67号は委員長報告のとおり、原案可決されました。

◎日程追加

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。

ただいま末柄君ほか6名から意見書案第6号、伊藤君ほか4名から意見書案第7号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号、意見書案第7号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決 定いたしました。 ◎意見書案第6号ないし意見書案第7号

○議長(鈴木裕美君) 意見書案第6号、意見書案第7号を一括議題といたします。 お諮りいたします。

議題となりました意見書案2案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨 説明の省略をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案2案の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案2案については、会議規則運用細則第40の規程により、質疑 を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

「(異議なし)の声あり」

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案2案については、質疑を省略することに決定いたしました。 これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論ないものと認めます。

これより、意見書案第6号、意見書案第7号を一括採決いたします。

意見書案2案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号、意見書案第7号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎日程追加

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。

総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議 規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出がありました。

これを直ちに日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、閉会中継続調査の申し出を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたし

ました。

◎閉会中継続調査の申し出

○議長(鈴木裕美君) 閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

お諮りいたします。

総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から、各委員長の申し出のとおり、閉会中継続調査と決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長の 申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎会期中の閉会

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。

本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

よって、標茶町議会会議規則第6条の規定により、本日で閉会いたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長(鈴木裕美君) これをもって、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(鈴木裕美君) 以上もって、平成19年度標茶町議会第4回定例会を閉会いたします。

(午後 4時24分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴 木 裕 美

署名議員 14番 小林 浩

署名議員 1番 田 中 進

署名議員 2番 黒沼俊幸

署名議員 3番 越 善 徹